



日 猟 会 報

NEWSLETTER Vol.52

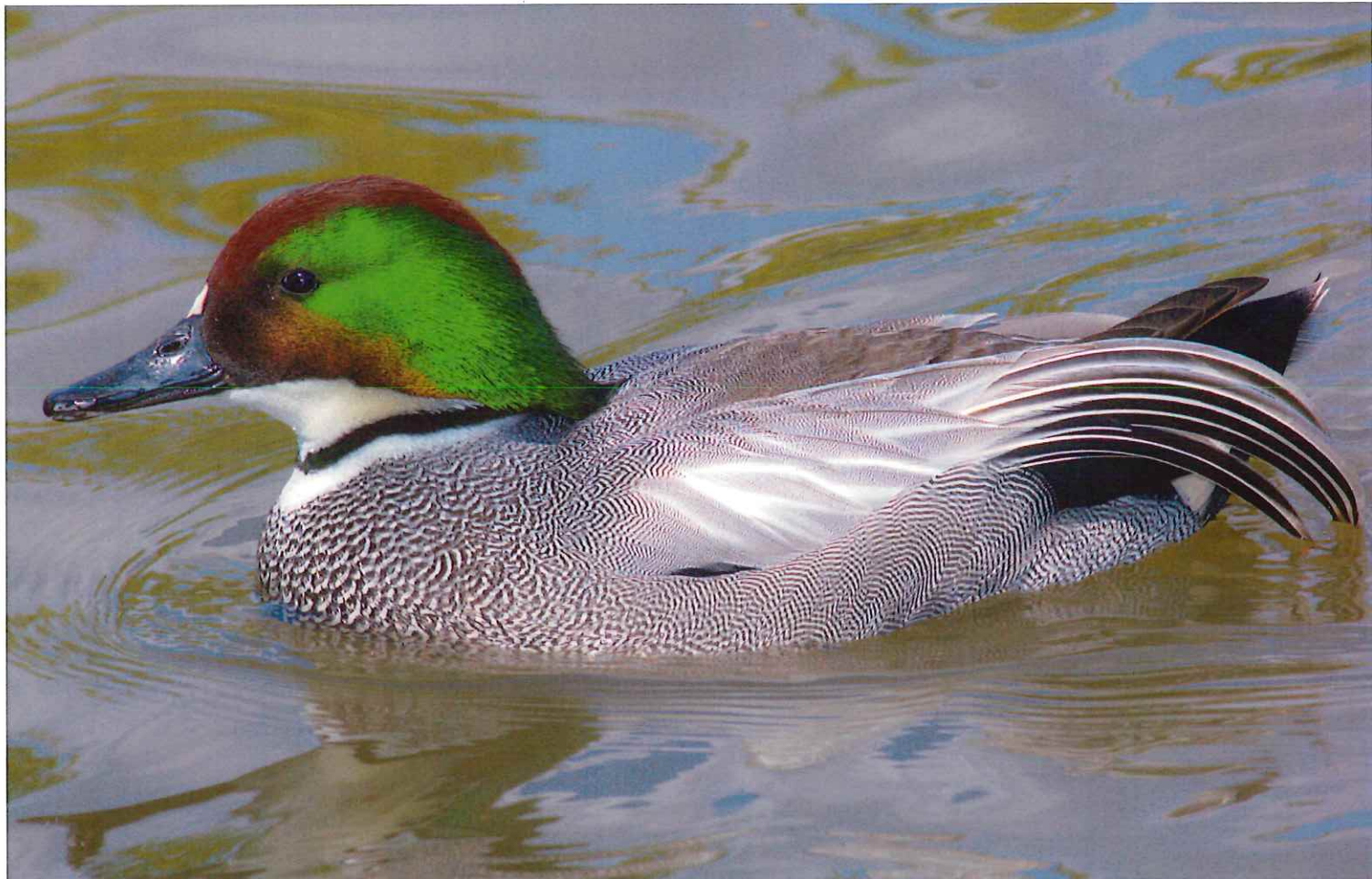
2026.9

特
集

環境省/新潟県猟友会/東京都猟友会
緊急銃猟の実施状況について



一般社団法人
大日本猟友会



(ヨシガモ)

日猟会報

第 52 号 令和8年9月

目 次

会長挨拶-----	1
特集 環境省 / 新潟県猟友会 / 東京都猟友会 -----	2
緊急銃猟の実施状況について	
鳥獣被害対策タスクフォースの取組について -----	6
狩猟者のみなさまへ～豚熱対策のお願い～ -----	8
熊本県猟友会青年部の立ち上げ-----	10
令和 8 年度定時総会の報告 -----	12
佐々木洋平前会長のご功績について -----	18
韓国環境部及び韓国野生生物管理協会との交流について --	21
実包管理帳簿様式-----	24
日本猟友政治連盟の活動報告 -----	26
統計資料-----	28
共済だより -----	34
狩猟事故共済普通保険約款-----	40
安全狩猟射撃全国大会（第 1 回）-----	47
当会以外との二重登録に注意 -----	48

会長挨拶



本年6月に開催された定時総会で新たに（一社）大日本猟友会第9代会長として選任されました、和歌山県猟友会会長の尾上貞夫です。この長い歴史と伝統を持つ本会の会長という大役をお引き受けするにあたり、大変光栄に感じると同時に、その責任の重さに身の引き締まる思いです。

現在の本会の発展がありますのも、前任の佐々木洋平会長が大日本猟友政治連盟の設立に尽力されたほか、鳥獣被害防止特別措置法の延長や実施者に対する費用助成金の増額、技能講習の免除、狩猟税の減免措置などを実現され、狩猟事故共済事業存続の危機へ対応されました。また、東日本大震災や熊本地震では、いち早く全国都道府県猟友会に義援金を募り被災された猟友に贈呈するなど、これまでの功績は多大であり、心より感謝しております。

近年、私たちの猟友会を取り巻く環境は大きく変化しております。最近ではクマの問題をはじめとして有害鳥獣による農林業被害の増加、狩猟者の減少や高齢化、さらには安全管理への社会的要請など、私たちに求められる役割りはますます重要になっております。そのような中で、地域の自然環境を守り、農林業や地域住民の暮らしに貢献していくことは、我々猟友会の大切な使命であると考えております。

狩猟者について令和7年度の構成員数をみますと、前年度に比べ総数で117人、0.12%の減少にとどまり、10万人の大台を維持しています。このうち、第一種銃猟構成員につきま

しては830人の減少と、多少減少のペースが弱まっています。これは、各都道府県猟友会や各地区・支部の皆様のご尽力によるものと思いますが、さらなる努力が必要と考えております。一方、女性会員については、422人増加し、4,586人と、全体の4.6%を占めるまでに至っており、大変喜ばしく、また頼もしいことと考えております。

また、狩猟による事故については、昨年度銃器による他損障害事故が3件、銃器以外による他損障害事故が7件発生するなど、全体で260件の事故が発生しました。事故防止については、今後とも猟友会挙げて取り組みを進めてまいります。

なお、今年は全国会長会議及び昨年復活された安全狩猟射撃全国大会の第2回を10月3日、4日に岡山県で開催いたします。

今後とも、安全第一を基本に、若い世代にも狩猟や地域活動への理解を広げ、活力ある猟友会づくりに努めてまいりたいと思っておりますので、皆様のご理解、ご協力をお願いいたします。

最後になりますが、皆様の益々のご健康をお祈りし、ご挨拶いたします。

令和8年9月
一般社団法人 大日本猟友会
会長 尾上 貞夫

緊急銃猟の実施状況について

環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室

1 はじめに

第217回国会において成立した「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第28号）」において、人の日常生活圏にクマ・イノシシが出没した際、安全確保等の条件の下で、市町村が委託等した者による銃猟を可能とする、緊急銃猟制度が新たに設けられました。

本稿では、緊急銃猟のこれまでの実施状況などを紹介し、緊急銃猟制度の現状を俯瞰したいと思います。

2 緊急銃猟の実施状況

令和7年9月1日の制度運用開始後、10月15日に仙台市で実施された最初の緊急銃猟をはじめに、令和8年7月24日時点で合計で83件の緊急銃猟が実施されています。このうち、60件が令和7年度に、23件が令和8年度に実施されました。

都道府県	発砲した事例件数	装薬銃による銃猟 (箱わなの止めさしを含む)	麻酔銃による銃猟 (ガス式のもの)
山形県	20	19	1
新潟県	16	12	4
岩手県	7	6	1
秋田県	7	3	4
富山県	7	6	1
福島県	5	3	2
青森県	4	4	0
宮城県	4	3	1
北海道	3	3	0
群馬県	3	3	0
福井県	3	3	0
埼玉県	1	1	0
石川県	1	1	0
三重県	1	1	0
奈良県	1	0	1
合計	83	68	15

図1 緊急銃猟の県別実施状況

都道府県別でみると、実施件数が多い順に山形県（20件）、新潟県（16件）、岩手県、秋田県、富山県（いずれも7件）となっています。図1から分かるように、83件中47件が、令和7年に大量出没の中心となった東北地方で実施されました。

使われた銃種の内訳は、83件のうち、装薬銃によるものが68件、麻酔銃によるものが15件となっています。多くが装薬銃により実施されていますが、麻酔銃が用いられたケースは、例えば屋内や建物の隙間などの閉鎖的な環境で跳弾のリスクが想定される場面や、木に登っているクマに対処する場面などで用いられました。

また、緊急銃猟はクマ、イノシシが対象となりますが、緊急銃猟により発砲した対象個体のうち、9割以上がツキノワグマ（75件）、ついでイノシシ（5件）、ヒグマ（3件）といった内訳になっています。このうち、屋内で行われた緊急銃猟のほとんどが、ツキノワグマに対して行われたものでした。

3 実施事例やポイント

環境省では、令和7年7月に自治体向けに緊急銃猟の実施のために必要な手続きや考え方を示した「緊急銃猟ガイドライン」を作成し、公表しました。このガイドラインについて、令和7年度中に実施された緊急銃猟の実施状況をふまえ、実施市町村に具体的な聞き取りを行ったうえで、事例や実施時のポイントなどを追加する改訂を行いました。この改訂時に追記した事例のうち、数例を紹介します。

- ・事前に訓練を実施していたり、市町村独自のマニュアルが作成された状態で実施された事例では、スムーズな対応ができた
- ・緊急銃猟の安全確保のため、地域住民に対し、特に行動の制限や具体的な行動を求める必要があるなど、個別訪問が必要な場合においては、特に人手が必要となり、個別訪問が必要な戸数と同数の人員を確保することが望ましいとの情報があった。

実施例2（屋外・クマ・装束銃）		
市街地内で屋上から撃ち下す形で緊急銃猟を実施した事例		
○概要		
出役時の状況	市街地内の家屋の庭に、親子クマ2頭が侵入	
場所の状況	認定こども園の屋上から、家屋の庭に潜むクマへ銃撃を実施	
対応者	捕獲者	4名
	捕獲をサポートする者	1名
	委託を行う者	1名
	通行制限を行う者	28名
	住民への避難を呼びかける者	9名
	緊急銃猟の様子を記録する者	2名
	場所の管理者・地権者との調整を行う者	1名
	原状回復を行う者	2名
	※上記人数の内訳には、捕獲の技術を有する者のほか、市町村担当者、県担当者及び警察官を含む。	
	※その他、現地本部での計画調整、市内での調整等に対応した者あり。	
使用する銃、実包等	散弾銃（スラッグ弾）	
バックストップ	地面（土）	
安全確保措置	・ 欠先の家屋からの屋外待避 ・ その他の周辺家屋については、屋内退避	
住民避難	上記のとおり	
対応の流れ	8:50	通報
	8:55～	市町村、警察により広報車、緊急メール等を通じ周知
	9:10	市町村の現場指揮者が現場到着
	9:25	警察による避難の呼びかけの開始
	10:00	クマの所在及び位置を確認、緊急銃猟の検討開始
	10:28	市町村による緊急銃猟実施のための安全確保（通行制限・住民避難）開始
	12:02	通行制限・住民避難の完了
	12:15	緊急銃猟の実施
	12:41	通行制限・住民避難の解除
	銃弾・物損の発生	無し

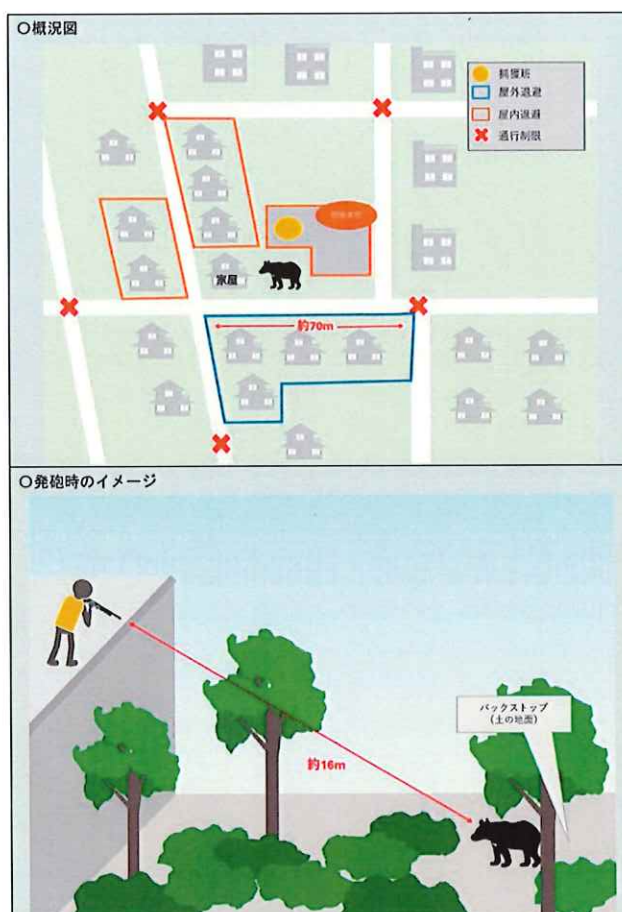


図2 緊急銃猟ガイドライン抜粋(実施例の紹介)

・ 藪に隠れたクマを捜索する際に、サーモカメラを用いて発見した事例があった（その後の事例では、建物の隙間や建物内のクマを捜索するため、ドローンを活用したケースもあった）

このほかにも、改訂版の緊急銃猟ガイドラインにおいては、実際にあった事例を時系列やイメージ図等も交えながら紹介しているなど、具体例を織り交ぜた内容としています。（図2）

緊急銃猟制度は施行されて間もないことから、引き続き情報の蓄積が重要であると考えています。環境省では、継続的に情報収集を行い、必要な情報を自治体に共有していく予定です。

4 おわりに

大日本猟友会の構成員であるハンターの皆さんには、日ごろから鳥獣の管理、鳥獣被害対策に多大な貢献をいただいていると考えております。現在既にクマ等の出没により人の生命・身体に危害が生じる事例が発生している中、クマによる人身被害や事故

の拡大を食い止めるためにも、また、お住いの自治体等から今回紹介した緊急銃猟への協力を求められた際には、ご貢献を賜りますよう、改めて、お願いいたします。

環境省では、緊急銃猟制度の適切な運用に向けて、緊急銃猟ガイドラインの策定や実施状況を踏まえた見直し、自治体向け現地研修会や事例共有会などを行ってきたところです。引き続き、関係する皆様が安心して捕獲等に従事いただける環境づくりのため、力を尽くしてまいります。

（参考情報）

※環境省 web サイト「緊急銃猟制度」

<https://www.env.go.jp/nature/choju/effort/effort15/effort15.html>

※環境省 web サイト「緊急銃猟への協力のお願いについて（R7.11）」

<https://www.env.go.jp/nature/choju/effort/effort12/kuma-oshirase-r071128.html>

「緊急銃猟への取り組み状況」

一般社団法人 新潟県猟友会
会長 池田 富夫

新潟県では20年前まで、イノシシの姿を見ることはありませんでした。それが上越・中越地域でわずかに生息が確認されたかと思うと、わずか10年ほどで県内全域に生息域が広がり、大型獣の狩猟や指定管理鳥獣捕獲、市町村の許可捕獲は急激に数を増やしていきました。同じ頃、それまで深山にしかいなかったツキノワグマも里地に頻りに姿を見せるようになり、里地そのものを生息域とする個体まで現れ、生息数が急増しています。猟友会ではこの世代のクマを「新世代クマ」と呼び、捕獲や管理にあたってきました。人里に慣れたクマが相手ですから、これまでの経験則だけでは通用しない場面も増えているというのが現場の実感です。

大型獣による農林業被害や人身被害が増えるにつれ、ライフル銃やスラグ弾を使う銃猟の場面も自然と増えてきました。そこで新潟県猟友会では、令和5年度の農林水産省鳥獣被害対策交付金制度を活用し、県内で初めてとなるライフル射撃場を建設しています。会員の技術向上はもちろん、後述する技能検定の場としても欠かせない設備になっています。

昨年は鳥獣保護管理法が改正され、9月1日の施行にあわせて緊急銃猟制度がスタートし、市町村には対応マニュアルとガイドラインが示されました。新潟県ではライフル射撃場を建設した際、県・市町村・猟友会の三者ですでに「新潟県広域被害防止協議会」を立ち上げていましたので、緊急銃猟制度に

についても当会が協力していくのはごく自然な流れでした。専門性の高い技術者を選ぶにあたり、当会独自の「緊急銃猟従事者研修会」を実施し、基礎研修・実技研修を受講した適格者に認定証を発行、市町村はこれを従事者選任の参考としています。研修の柱は三つです。緊急銃猟対応マニュアル・ガイドラインの理解、ツキノワグマやイノシシの捕獲経験と生態に関する深い知識、そしてライフル銃・散弾スラグ銃を問わず射撃場50m標的で100点中80点以上を撃てるという技能検定です。決して易しい基準ではありませんが、この検定をクリアした会員だからこそ、市町村も安心して従事者選任を任せられるのだと思います。

初年度は80名ほどに受講証を発行して市町村へ登録し、今年度も受講者を増やし続けています。あわせて、麻酔銃猟の従事者も県内3地域に3名を配属しており、市街地や屋内での初期対応を迅速に行える体制を整えている点は、当会ならではの取り組みと自負しています。

昨年度、県内では13件の緊急銃猟が実施され、従事者の選任がスムーズに進んだと市町村から評価をいただきました。制度が始まったばかりの頃は当会の中でも手探りの部分が正直ありましたが、一件一件の対応を重ねる中で市町村との連携も少しずつ形になってきたと感じています。人と大型獣との距離が縮まっている今、こうした体制づくりは今後さらに重みを増していくはずで、全国の会員の皆様の地域でも、何かの参考になれば幸いです。



緊急銃猟従事者研修会

見本		No. 7-001
緊急銃猟従事者研修受講証		
新潟市中央区川岸町1丁目8-8 猟友 太郎 殿		
貴殿は、鳥獣保護管理法による緊急銃猟制度での緊急銃猟従事者研修を終了したので証明いたします。		
1. 緊急銃猟に関わる知識の習得		良
2. 銃による実射技能	ライフル銃 散弾スラグ銃	合格 合格
3. 夜間銃猟安全管理講習(環境省) 夜間銃猟による実射技能		未 点
4. 麻酔銃猟従事者		(有) 無
令和 7年 8月 8日		
一般社団法人 新潟県猟友会 会長 池田富夫 印		

緊急銃猟従事者研修受講証

「緊急銃猟への取り組み状況」

公益社団法人 東京都猟友会
会長 八尾 明

東京都ではツキノワグマの狩猟は平成18年までは「可能」でした。東京都の資料によると捕獲数として平成16年は1頭、平成17年は4頭、平成18年は3頭、平成19年は「自粛」とし捕獲数0頭で、平成20年からは「狩猟禁止」となっており、「生息域が限定され孤立しており、地域レベルで考慮すると絶滅の危機が増大している種」とし都のレッドデータブックにおいて「準絶滅危惧」に分類されています。それから約18年が経過した令和7年度の、都内のツキノワグマの生息状況調査による推定個体数は235頭です。令和2年度の調査では、推定方法こそ異なるものの、分布域の拡大状況から個体数は増加しているとされています。また、「東京くまっぷ」データからも、分布が東側に広がっていることが示されています。近年の目撃情報の増加を受け昨年11月の小池都知事の定例記者会見において、東京都猟友会と連携してツキノワグマの出没対策を実施する旨が正式に表明され、これを受けて始まった見回りは現在も継続して実施されているとともに、緊急銃猟におけるハンター派遣の契約も締結し、21名の従事者の登録も受理されています。東京都下で緊急銃猟の実施を想定した場合、多摩川等の河川敷においてはバックストップに相当する堤防等も少なく、手つかずの草木が生い茂っており見通しも悪く、また撃ち下ろしが想定できず、発砲許可が下りたとしても実射の判断が難しいのが現状です。

また、現在もさまざまな方面から大型獣の目撃情報が寄せられているほか、各区市町村の環境課からも「大型獣らしき糞があるので見てほしい」といった連絡が入り、対応に追われる日々が続いております。

東京都においては大型獣類等による市街地出没が発生した際、まず当会に連絡が入ることになっておりますが、幸いにも、見回りの効果もあり、大型獣の目撃情報は増えてはいるものの、7月末の時点では緊急銃猟の実施には至っておりません。また、河川敷におけるドローンを活用した調査も実施いたしました。東京都は、2027年度から約20年ぶりにツキノワグマの狩猟を限定的に解禁する方針を固め、従来の「保護」から「抑制」へ方針を転換しております。そして狩猟の担い手の育成のため、初心者向けの講習プログラムや緊急銃猟に関わるハンター向けの講習会や夜間銃猟講習会も実施しており、今後は、ベテランハンターが培ってきた経験や知見を、経験の浅いハンターに共有し、技術の継承を図る必要があることから、中級者向けの講習会の実施も当会で予定しております。また、警視庁では6月、市街地に熊が現れた際に人的被害を防ぐプロジェクトチームも発足しております。関係機関と十分な議論や検討を進め、合同訓練を重ねていく所存です。

今後も見回りの強化やドローンを活用した巡回を継続し、ツキノワグマを含めた大型獣類による被害を未然に防ぎ、住民や観光客などの安全・安心を確保するため、東京都や警視庁と緊密に連携しながら取り組みを継続してまいります。



鳥獣被害対策タスクフォースの取組について

農林水産省 農村振興局農村政策部鳥獣対策・農村環境課 鳥獣対策室

近年、野生鳥獣による農作物被害は全国的に依然として高い水準で推移しており、令和6年度（2024年度）の全国の被害額は約188億円と、前年度から増加に転じているところです。被害は一時的に減少傾向にあったものの、近年は再び増加しており、特にシカによる被害が約79億円、イノシシによる被害が約45億円と、この2種で被害の7割程度を占めています。また、被害面積は約4万4千ヘクタールとなっており、被害の広がりも確認されていることから、農業経営のみならず地域社会の維持や農村環境の保全に対して大きな影響を及ぼしている状況にあります。このため、より計画的かつ総合的な取組の推進が求められているところです。

このような状況を踏まえ、農林水産省においては、鳥獣被害対策の一層の高度化を目的として「鳥獣被害対策タスクフォース」という都道府県が主体となる仕組みを創設し、取組の高度化に特に意欲のある市町村に対し重点的な支援を行います。市町村、地元狩猟団体、農林漁業団体、研究機関等の関係者が一体となって取組を進める体制の整備を図るとともに、国では、鳥獣被害防止総合対策交付金の優先配分を通じた財政的支援のほか、専門家の派遣、国有林野の立ち入りに係る調整等、いわゆる伴走型支援を実施することとしています。

こうした国の仕組みの創設を受け、北海道において、全国に先駆けて「北海道鳥獣被害対策タスクフォース」を設置し、地域の実情に応じた対策の高度化に向けた具体的な取組を進めています。本タスクフォースでは、被害の程度、ICT技術等を利用した取組の高度化の内容を踏まえて重点的に支援する市町村を選定しており、旭川市、富良野市、清里町、池田町、足寄町の5市町において、自治体を中心に、北海道立総合研究機構、農業協同組合、森林管理関係機関、猟友会等が参加する体制を構築しています。関係機関が共同で被害の発生状況や捕獲状況を共有し、対策内容の検討・見直しを行うとともに、検証を通じた実効性の高い手法の確立を進

めるなど、継続的な改善を行うこととしています。

具体的には、重点支援対象市町村が作成する3か年のプログラムに基づき、被害額の10～30%削減や年間捕獲頭数の増加を目標に設定し取組を進めることとしています。生息状況・被害状況調査として、センサーカメラやドローン等を活用した鳥獣の生息状況や被害実態の把握を行い、その結果をGISで可視化することで、被害発生箇所や侵入経路を踏まえた対策を検証することとしており、有害捕獲に加え、侵入防止柵の設置・補修等の対策を進め、ICT機器やGISを活用した調査・捕獲・防除の各取組を連携させ、データに基づく効率的かつ効果的な鳥獣被害対策の構築を目指している点が特徴となっています。

このような中で、猟友会の皆様におかれては、地域における捕獲の担い手として引き続き重要な役割を担っていただくこととなりますが、タスクフォースの枠組みにおいては、捕獲活動のみならず、関係機関と連携した取組への参画がこれまで以上に求められています。具体的には、現場で把握されている出没状況や被害の傾向に関する情報の共有、地域における捕獲計画の検討への協力、捕獲結果の報告等を通じて、対策全体の精度向上に寄与していただくことが期待されています。また、こうした情報共有と検証の積み重ねにより、捕獲活動が地域全体の対策の中に適切に位置付けられ、効果の把握や対策の改善につなげることが可能となります。また、捕獲従事者の高齢化が進行する中で、新規狩猟者の確保や技術の継承といった課題にも対応していく必要があり、関係機関と連携した体制の維持・強化が求められています。

今後、タスクフォースの取組を通じて、重点支援対象市町村で得られた知見や効果的な対策手法を整理し、他の市町村へ展開していくことにより、全国的な鳥獣被害の低減を図っていくことが重要と考えています。特に、伴走型支援により蓄積される実践

的なノウハウや、データに基づく対策の高度化は、限られた人員の中でも効率的に被害低減を実現するための重要な基盤となるものであり、地域間での情報共有を進めながら継続的な改善を図ることが、将来的な被害抑制にも寄与するものと考えています。

猟友会の皆様におかれては、本取組の趣旨をご理解いただき、地域の関係機関と十分に連携しながら、引き続き適切な捕獲活動の実施にご協力いただきますようお願いいたします。

鳥獣被害対策タスクフォースについて

- 都道府県が主体となり「鳥獣被害対策タスクフォース」を立ち上げ、首長のコミットメント、関係団体の参画を要件として、対策の高度化に強い意欲のある、重点支援対象市町村を選定。
- 「鳥獣被害対策強化プログラム」に基づき、重点支援対象市町村は、効果的・効率的な鳥獣被害対策を実施するとともに、実施に当たって必要な財源の確保に努める。
- 各都道府県で鳥獣被害対策の優良事例を創出、その横展開をし、地域での対策に反映することで、鳥獣被害額全体の減少を図る。

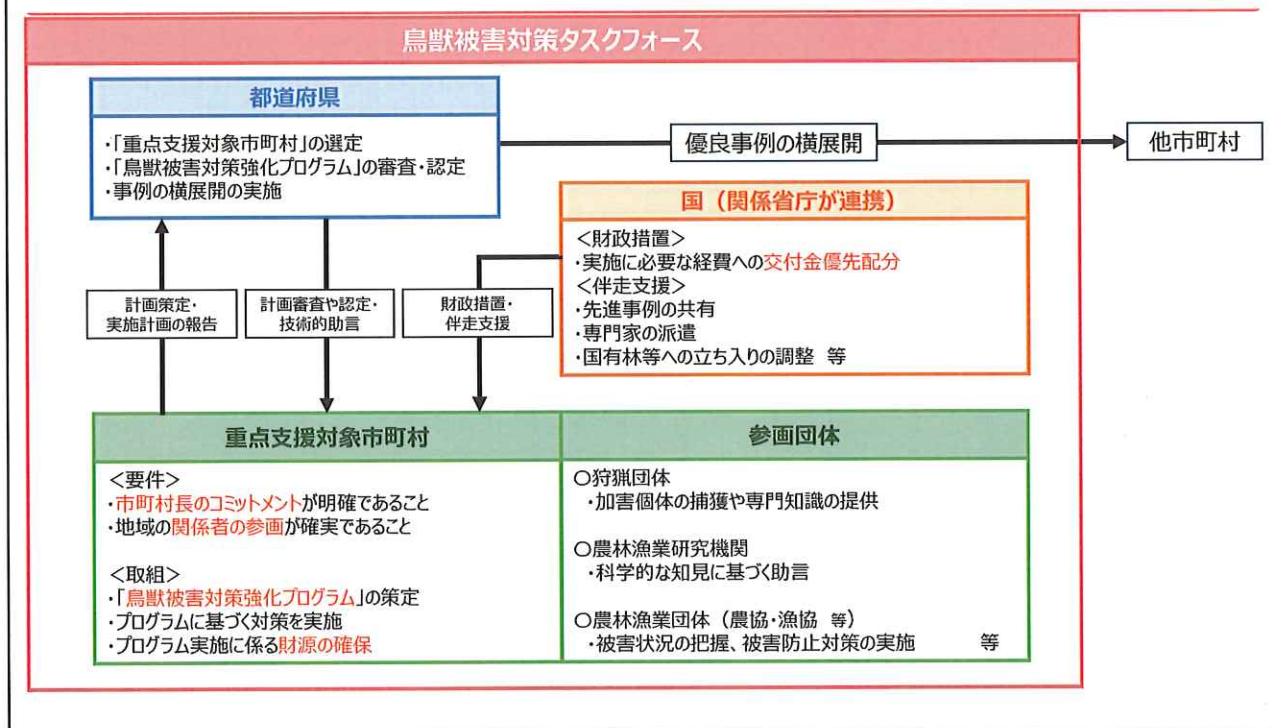


図 鳥獣被害対策タスクフォースについて

(https://www.maff.go.jp/j/seisan/tyozyu/higai/tyoujuuhigai_bansousienn_taskforce.html:農林水産省ホームページ)

農林水産省からのお知らせとお願い

野生イノシシの捕獲、狩猟時の豚熱対策に引き続きのご協力をお願いします！

農林水産省 消費・安全局動物衛生課

豚熱については、北海道や沖縄県等の一部地域を除く全国各地で野生イノシシの感染事例が継続して確認されるとともに、飼養豚でも発生が確認されています。

猟友会員の皆様には、サーベイランス・捕獲の強化、経口ワクチン散布といった対策にご協力いただいているところですが、洗浄・消毒といった、捕獲、狩猟時の豚熱対策の徹底についても改めてご協力をお願いいたします。（詳細は次ページ参照）

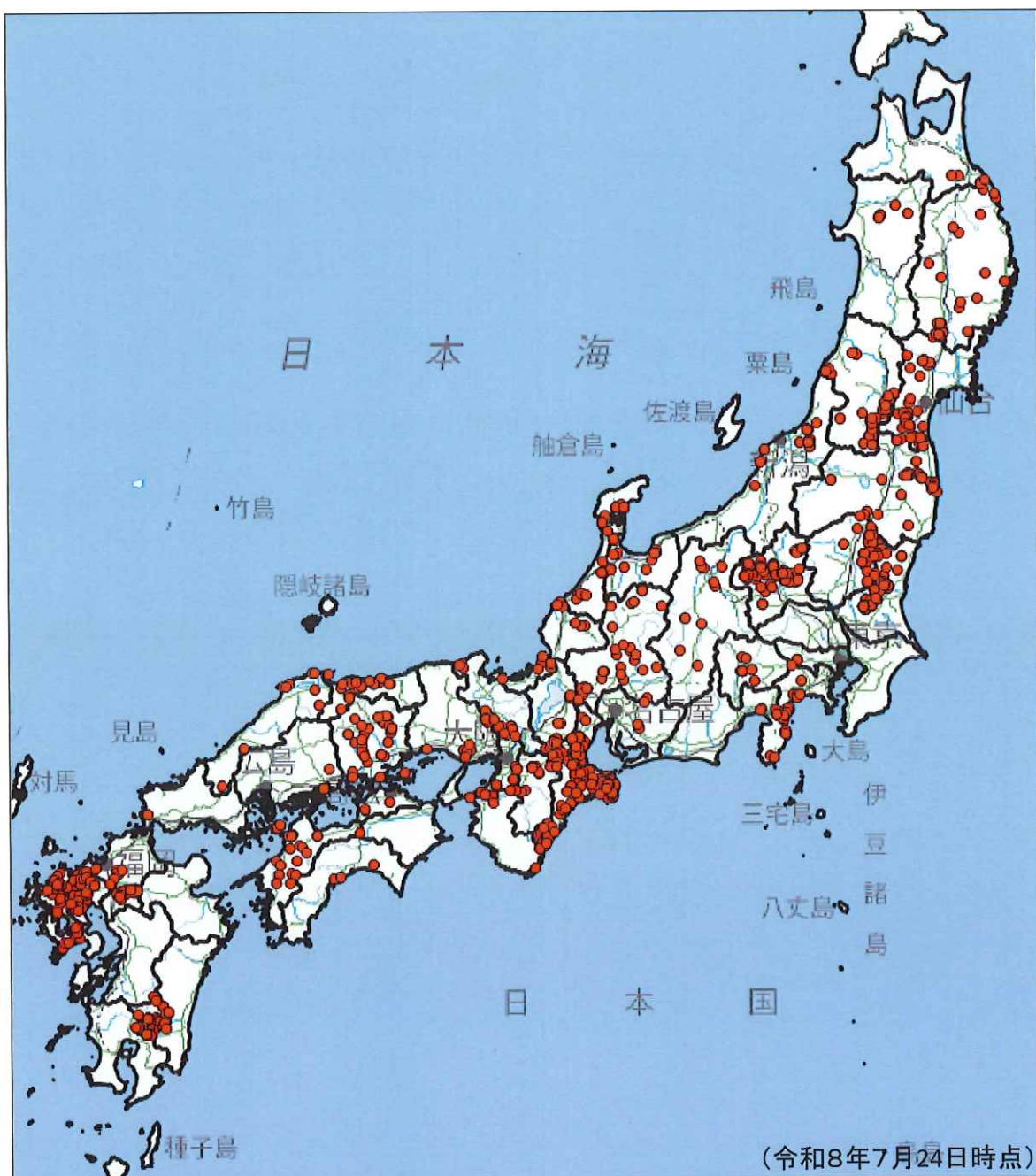


図 令和7年度の野生イノシシにおける豚熱陽性事例確認地点

狩猟者のみなさまへ ～豚熱対策のお願い～

- ・イノシシで豚熱（旧称：豚コレラ）が発生すると、**その地域のイノシシ肉の利用が制限される可能性**があるなど、**狩猟にも大きな影響**があります。
- ・イノシシで豚熱の感染が「ない地域では**清浄性維持**」・「ある地域では**早期の清浄化**」のために！
- ・皆さん一人一人の、洗浄・消毒対応が重要です！！

ウイルスがいる場所

- 豚熱感染イノシシが確認された地域は特に注意が必要です。
- 感染したイノシシは糞便中などにウイルスを排出し、環境中(土壌、植物など)を汚染します。
- 環境中にウイルスがいる山に入ると、靴、車両のタイヤ、猟具等に付着して豚熱ウイルスを拡散させるおそれがあります。



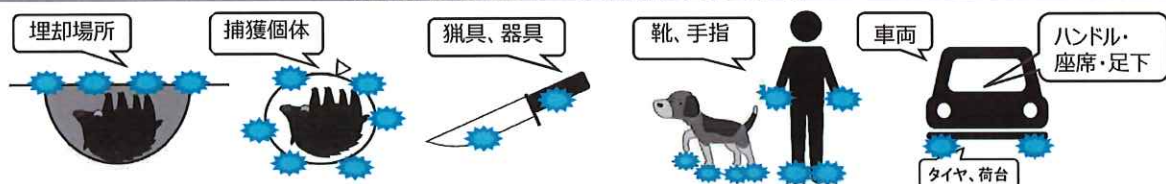
感染を広げないために必要な行動

いつ、何をすればいいの？

- 狩猟した後、大きく移動する際に「**洗浄**」・「**消毒**」を実施。
(具体的には、別の山へ移動するとき、山を降りるとき、移動途中でコンビニなどに立ち寄るときなど。)
- 自家消費用の解体時には、**使い捨て手袋、衛生的な着衣**（レインコート、防護服等）を使用。※レインコートは使い捨て又は洗浄・消毒。
- 解体後の内臓等は、**放置せず二重に袋につつま衛生的に処理**するか、やむを得ない場合は消毒等を適切に行い、公衆衛生の確保等に十分に配慮した上で適切に埋置する。
- 豚熱感染確認区域から、自家消費用を含む肉等を持ち出さない。
※「豚熱感染確認区域におけるジビエ利用の手引き」に従ってジビエ利用する場合は除く。
- 自宅に帰ってから特に念入りに「**洗浄**」・「**消毒**」を実施。次の猟場にウイルスを持ち込まない。



消毒のポイント（場所、ものなど）



洗浄・消毒の方法

- **靴の裏、タイヤ周り**
→ ブラシ・水などで土などの汚れを落とし、消毒する。
(ウイルスは肉や血液だけではなく、糞尿、唾液等が混じっている土などにも含まれている可能性があります。靴裏やタイヤの溝の土などをブラシ等を使いながら逆性石けん液などで洗い流し、確実に洗浄・消毒します。)
- **器具（ナイフなど）**
→ ブラシ・水などで血液などの汚れを落とし、消毒する。
- **消毒方法**
→ アルコールスプレーや逆性石けん液等を噴霧器、じょうろ等でかけて行います。
手指や衣服、猟具・ナイフなどで消毒薬のニオイや薬の残存が気になる場合はアルコールで。
※消毒薬は、薬局・ドラッグストア等で販売されています。



※事業等で、高リスクな場所を複数訪問する場合等での衛生対策は自治体担当部局の指示に従ってください。
※死亡イノシシ発見時は、接触を避け、自治体で検査等を行う可能性があることから、各自治体へ連絡してください。

県猟からの報告（熊本県）

熊本県猟友会青年部の立ち上げ

熊本県猟友会事務局 吉田 友紀

近年、野生鳥獣による農林業被害や生態系への影響が大きな課題となる中、猟の担い手不足は深刻さを増している状況です。

特に我が熊本県猟友会では、2025年度3,081名登録中、70歳以上は1,498名、60歳以上675名、このままの試算で行けば20年後の推定は1,600名、30年後は900名という危機的な状況に陥ってしまいます。

そのような決して明るくない未来に抗い、狩猟技術や文化の踏襲を行うためにどうしても不可欠なのが、新規会員の獲得や会員の継続加入、また、将来の広域化を見据えた際の横のつながりを作る核となる「人財」の育成となります。

熊本県猟友会の未来の狩猟文化を守り、地域の安全と自然との共生を図るため、また各支部の事務局の高齢化の一方で、県が推し進めている狩猟登録のオンライン化などをサポートできる体制も、若い世代の力を借りれば可能になるのではないかと考え、大日本猟友会の担い手育成助成金を活用することとしました。

まずは、方向性を理事会、総会で説明し、助成金の通知が来た後は、各支部より1名ずつ人員をあげて頂くよう通知しました。

青年部の立ち上げ。これから何をしていくか、どのような活動を行っていくか、まずは若い世代に県猟の活動に興味を持って頂く。そして、せっかくのご縁なので支部を超えた人脈やつながりを持ってもらい、狩猟に関して、仕事に関して、趣味に関してなど様々な情報交換の場とする。そのような思いで始めた活動は、思った以上に反応が良く、部長や副部長への立候補があったことに未来に光が差し込んだ気がしました。

同世代のハンターが、互いに学び、支え合い、共に楽しい嬉しい面白いを体感し、活動を広げていくための場とすること。知識や技術の向上はもちろ

ん、現場の課題解決、発信活動、地域との連携など、新しい視点と発想をもって前に進むことを目的に、自己紹介から始まり、LINEグループ作成、SNSなどでの交流からポスター作製と、青年部は走り始めました。

新しく青年部長となった鶴田さんは、次のように抱負を述べています。

青年部として最も大切なのは、「次の世代へ技術・知識・誇りを繋いでいくこと」だと考えております。私は現場での有害捕獲活動を通じ、狩猟は単なる趣味ではなく、地域を守る重要な役割を担っていると強く感じています。

今後は、

- 若手ハンターが参加しやすい環境づくり
- 安全意識と射撃技術の向上
- 地域との連携強化
- 狩猟の魅力発信
- 仲間同士が支え合える青年部づくりに力を入れてまいります。

また、経験豊富な先輩方から学びながら、若い世代ならではの行動力と発信力を活かし、熊本県猟友会の発展に貢献していきたいと考えております。

「地域に必要とされる猟友会」を目指し、仲間と共に前向きに取り組んでまいりますので、今後ともご指導ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。



令和7年12月6日(土) 青年部スタートアップミーティング

本気で何かを始めたい人へ。
新しいことに挑戦するのには勇気も必要ですが、仲間がそばにいれば、一歩ずつ成長していける。仲間とは、大切な存在です。

狩猟始めてみませんか？

命と向き合う体験を。
自然の恵みを受け、責任を学ぶ時間。結果ではないからこそ、心に残る。そこには、豊かな学びがあります。

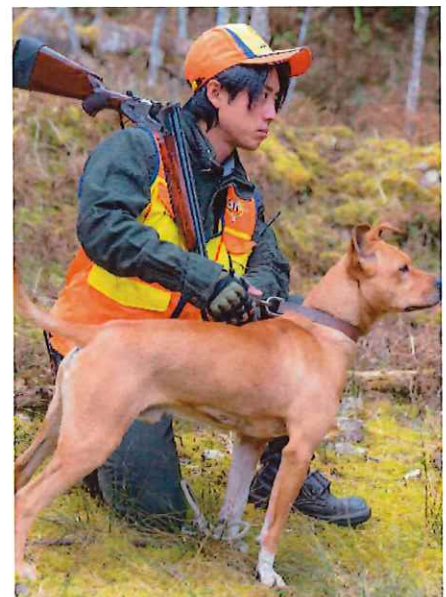
自然の中で、本気になれる趣味。
自然と向き合う時間は、自分と向き合う時間。学びで知識を磨く中で、その知識が、地域を守る力になる。

いつかやってみたい、を今。
興味があるのならぜひ一歩はじめてみる。小さな一歩が、新しい景色を連れてきます。

熊本県猟友会 <http://j-hunters.com/> TEL 096-365-6661

〒862-0912 熊本市東区錦ヶ丘5-27 酒井ビル1F

会員登録中



令和8年度定時総会の報告

6月17日に東京都千代田区のアルカディア市ヶ谷において、令和8年度定時総会が開催され、令和7年度の事業報告・決算が承認されました。また、新会長に尾上貞夫和歌山県獺友会会長が選出されました。なお、令和8年度の事業計画・予算は、3月26日の令和7年度第4回理事会で承認されています。

● 定時総会の概要

開会に先立ち、5月に逝去された当会元副会長の
新谷山口県獺友会会長をはじめこれまでに亡く
なられた会長の方々に1分間の黙とうを捧げまし
た。開会宣言の後、関係省庁の来賓の方々からご
挨拶をいただきました。続いて、7年度の構成員
数増加率上位の都道府県獺友会の表彰と今年の定
時総会以降に勇退された都道府県獺友会会長への感
謝状の贈呈を行いました。

議事では、日向野栃木県獺友会会長が議長に選
出され、次の議案が承認されました。

第1号議案 令和7年度の事業報告の承認について
第2号議案 令和7年度の貸借対照表及び正味財産
増減計算書の承認について

第3号議案 理事及び監事の選任（改選）について
この後理事会が開催され、尾上貞夫和歌山県獺友
会会長が新会長に選任されました。

最後に、今総会をもって退任された佐々木前会長
に対し、その多年にわたる功績を讃えて、尾上新会
長より感謝状が贈呈され、閉会となりました。

<表彰獺友会>

◇構成員（総数）増加率上位獺友会

- 第1位 公益社団法人 東京都獺友会
- 第2位 一般社団法人 北海道獺友会
- 第3位 一般社団法人 富山県獺友会

◇第一種銃獺構成員増加率上位獺友会

- 第1位 公益社団法人 東京都獺友会
- 第2位 一般社団法人 北海道獺友会
- 第3位 一般社団法人 青森県獺友会

<大日本獺友会 役員>

役 職	氏 名	現 職
会 長	尾上 貞夫	和歌山県獺友会会長
副会長	日向野 義幸	栃木県獺友会会長
同	西村 義一	京都府獺友会会長
同	佐藤 寿男（新）	秋田県獺友会会長
同	堂故 茂（新）	富山県獺友会会長
同	國武 訓扶衛	広島県獺友会会長
同	中園 功一	鹿児島県獺友会会長
専務理事	齊藤 眞	大日本獺友会
理 事	梅川 信治（新）	山形県獺友会会長
同	芥川 克己（新）	福島県獺友会会長
同	安藤 忠幸	神奈川県獺友会会長
同	金澤 俊二郎	静岡県獺友会会長
同	辻森 金市	石川県獺友会会長
同	福原 守（新）	滋賀県獺友会会長
同	中村 伸一	岡山県獺友会会長
同	久川 治次郎（新）	徳島県獺友会会長
同	長井 健三（新）	大分県獺友会会長
同	渡部 昂一	宮崎県獺友会会長
監 事	八尾 明	東京都獺友会会長

※任期は、令和10年6月（予定）の定時総会まで



尾上貞夫新会長（和歌山県獵友会会長）



令和8年度定時総会



佐々木洋平前会長



日向野義幸議長（栃木県獵友会会長）



佐々木前会長に尾上新会長から感謝状贈呈



自民党鳥獣議連会長 山谷えり子先生



自民党鳥獣議連会長代理 谷公一先生



自民党鳥獣議連幹事長 城内実先生

● 令和7年度事業内容の概要

令和7年度は、野生鳥獣による被害防止対策や個体数管理を担う公益的な団体として、より一層の拡充強化を図ることを基本として、都道府県猟友会との情報交流、狩猟者の育成や事故防止対策等の事業に積極的に取り組みました。

特に、国の「シカ・イノシシの生息数を令和10年度までに半減する（平成23年比）」との「抜本的鳥獣捕獲強化対策」に対し、関係都道府県猟友会を挙げて取り組みました。

また、捕獲の重要な担い手である第一種銃猟構成員の長期的な減少傾向については、担い手助成金等の対策により多少改善の兆しが見られたことから、引き続き事業を継続し、都市部等の初心者が安心して狩猟体験ができるような実践場所の創設に向けた取り組みを始めるなど、引き続き新規ハンターの増加に積極的に取り組みました。さらに、令和7年度から「安全狩猟射撃全国大会」を再開させました。

令和7年度の収支については、概ね平年並みを維持し、基本財産運用益も安定した収入を確保しており、財政状況としては健全な状態を維持しています。

1. 構成員数

令和7年度末時点の構成員数は、本会や各都道府県猟友会の会員増加のための取組み等の成果もあって、第一種銃猟構成員の減少は830人に留まり、わな猟構成員は794人増加して、総数では前年度から0.1%の減となりました。

また、女性構成員については、4,586人と422人増加し、全構成員の4.6%となりました。

構成員数

単位：人

種別	わな猟	網猟	第一種銃猟	第二種銃猟	合計
5年度	40,572	234	57,574	2,688	101,068
6年度	41,117	216	56,577	2,651	100,561
7年度	41,911	207	55,747	2,579	100,444

2. 重点的実施事業

(1) シカ・イノシシの捕獲強化の推進

「シカ・イノシシの生息数を令和10年度までに半減する（平成23年比）」という国の目標の達成に向けて、都道府県猟友会の理解・協力を得て、国や地方自治体の捕獲強化に関する事業を全面的に支援・協力

(2) 新規ハンター構成員の増加対策の推進

前年度に引き続き狩猟者育成確保のための各種助成金を都道府県猟友会に支出し、特に令和7年度は、第一種銃猟構成員に限定していた新規銃猟構成員支援事業を第二種銃猟構成員にも対象を拡大して、若手銃猟構成員の新規参入者の増加に注力

(3) 狩猟者のための法令の見直しへの対応

銃刀法や鳥獣保護管理法の改正、鳥類への鉛中毒の規制等の動きに対応し、法令等の運用に関して狩猟者への不当な規制強化とまらない支援措置等について、自民党鳥獣議連を通じて活発な議論を展開

3. 継続事業

(1) 各種都道府県猟友会助成金の配賦

助成金総額 196,797 千円

(2) 狩猟事故共済保険事業

(令和7年度保険金支払件数・金額)

年度	他損死亡	他損傷害	自損等死亡	自損傷害等	計	支払額
5年度	1	4	11	210	226	52,207
6年度	1	0	12	156	169	48,003
7年度	0	0	15	182	197	44,384

単位：千円

(3) ジビエ利活用の推進

(4) 狩猟読本・例題集、狩猟関係物品の販売・斡旋

(5) 会報・講習会用ポスターの作製・配付

(6) 狩猟者登録申請手続便覧の作成

(7) 功労者の表彰等

(8) 狩りマップの提供

(9) 野生鳥獣感染症調査等への協力

(10) 中央環境審議会自然環境部会への参加

(11) 基本財産その他財産管理等

● 令和7年度 貸借対照表

令和8年3月31日現在

(単位：円)

科 目	7 年度					(参考) 6 年度
	事業等会計	共済会計	法人会計	内部取引消去	計	
I 資産の部						
1. 流動資産	412,546,866	361,582,793	151,993,693	△ 302,252,651	623,870,701	638,391,628
2. 固定資産	1,530,001	697,650,000	436,912,074	0	1,136,092,075	1,148,040,605
(1) 基本財産	0	653,150,000	287,791,478	0	940,941,478	958,131,478
(2) 特定資産	0	0	147,075,250	0	147,075,250	140,748,338
(3) その他固定資産	1,530,001	44,500,000	2,045,346	0	48,075,347	49,160,789
資 産 合 計	414,076,867	1,059,232,793	588,905,767	△ 302,252,651	1,759,962,776	1,786,432,233
II 負債の部						
1. 流動負債	26,583,595	240,016,307	308,267,261	△ 302,252,651	272,614,512	484,523,380
2. 固定負債	0	135,874,083	11,738,857	0	147,612,940	145,959,185
負 債 合 計	26,583,595	375,890,390	320,006,118	△ 302,252,651	420,227,452	630,482,565
III 正味財産の部						
1. 指定正味財産	0	0	0	0	0	0
2. 一般正味財産	387,493,272	683,342,403	268,899,649	0	1,339,735,324	1,155,949,668
正 味 財 産 合 計	387,493,272	683,342,403	268,899,649	0	1,339,735,324	1,155,949,668
負債及び正味財産合計	414,076,867	1,059,232,793	588,905,767	△ 302,252,651	1,759,962,776	1,786,432,233

大日本猟友会の会費（構成員納入金）のご案内

本会の会費は、次のとおりとなっています。

都道府県猟友会の会費納入の際に、本会会費も併せて納入をお願いします。

種 別	会費の額	うち共済掛金額
第一種銃猟	4,800 円	1,500 円
第二種銃猟	3,300 円	750 円
わな猟	2,300 円	750 円
網 猟	2,300 円	750 円

* 第一種銃猟と他の複数の狩猟免許・狩猟登録の方は、第一種銃猟構成員として加入して下さい。

● 令和7年度 正味財産増減計算書

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(単位：円)

科 目	7 年度				(参考) 6 年度
	一般会計	共済会計	法人会計	計	
I 一般正味財産増減の部					
1. 経常増減の部					
(1) 経常収益					
基本財産運用益	18,220,645	21,866,000	0	40,086,645	39,824,942
受取会費	0	117,143,250	255,824,450	372,967,700	375,376,500
支払備金戻入額	0	384,359,209	0	384,359,209	336,142,677
幹旋売上	107,412,159	0	0	107,412,159	144,233,011
受取補助金等	0	0	0	0	5,652,873
雑収益	612,159	1,263,608	1,003,070	2,878,837	2,554,653
経常収益計	126,244,963	524,632,067	256,827,520	907,704,550	903,784,656
(2) 経常費用					
事業費	272,848,767	340,421,130	0	613,269,897	777,344,930
うち租税公課	16,442,568	3,542,293	0	19,984,861	48,455,599
支払助成金	166,122,972	30,288,500	0	196,411,472	191,243,490
共済費	0	44,384,100	0	44,384,100	48,003,320
支払備金繰入額	0	239,905,532	0	239,905,532	384,359,209
幹旋仕入	27,959,241	0	0	27,959,241	35,963,794
事業管理費	50,999,071	20,642,863	0	71,641,934	62,194,223
管理費	0	0	20,760,062	20,760,062	56,085,092
経常費用計	323,847,838	361,063,993	20,760,062	705,671,893	895,624,245
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 197,602,875	163,568,074	236,067,458	202,032,657	8,160,411
基本財産評価損益額	0	△ 17,190,000	0	△ 17,190,000	△ 5,990,000
投資有価証券評価損益等	0	△ 1,405,000	0	△ 1,405,000	95,000
評価損益等計	0	△ 18,595,000	0	△ 18,595,000	△ 5,895,000
当期経常増減額	△ 197,602,875	144,973,074	236,067,458	183,437,657	2,265,411
2. 経常外増減の部					
(1) 経常外収益	0	136,222,082	0	136,222,082	138,555,034
責任準備金戻入	0	135,662,082	0	135,662,082	138,295,034
(2) 経常外費用	0	135,874,083	0	135,874,083	138,855,034
責任準備金繰入	0	135,314,083	0	135,314,083	135,662,082
当期経常外増減額	0	347,999	0	347,999	2,632,952
当期一般正味財産増減額	101,803,917	145,321,073	△ 63,339,334	183,785,656	4,898,363
一般正味財産期首残高	285,689,355	538,021,330	332,238,983	1,155,949,668	1,151,051,305
一般正味財産期末残高	387,493,272	683,342,403	268,899,649	1,339,735,324	1,155,949,668
II 指定正味財産増減の部	0	0	0	0	0
III 正味財産期末残高	387,493,272	683,342,403	268,899,649	1,339,735,324	1,155,949,668

● 令和8年度事業計画・予算の概要

I. 令和8年度事業の基本的な方針

令和8年度も、都道府県猟友会との情報交流、狩猟者の育成や事故防止対策等の事業に積極的に取り組みます。

特に、国の「シカ・イノシシの生息数を令和10年度までに半減する（平成23年比）」との「抜本的鳥獣捕獲強化対策」に関係都道府県猟友会を挙げて取り組むとともに、引き続き新規ハンターの増加に積極的に取り組みます。

昨年度から再開させた「安全狩猟射撃全国大会」の他、各種会議や委員会、ブロック会議等を開催し、猟友会及び狩猟者のステータスを高めることを大きな目標として、各般の重要な事業に取り組み、確実に成果を挙げることを目指します。

II. 重点的実施事業

(1) シカ・イノシシの捕獲強化の推進

国や地方自治体の捕獲強化に関する事業に全面

的に協力するとともに、捕獲者としての視点から、政府の方針や計画に対して的確に助言・提言

(2) 新規銃猟構成員の増加対策の推進

支援事業や初級構成員の意欲・技術向上事業等を引き続き対象を拡大して実施する他、初心者のための体験狩猟ができる実践場所の創設など、若手構成員の増加に向けた取り組みを推進

(3) 狩猟者のための法令の見直しへの対応

銃刀法や鳥獣法等の運用等が狩猟者への不当な規制強化とならないよう、支援措置等について、自民党鳥獣議連を通じて活発に議論

III. その他の事業

共済保険事業の運営、狩猟関連物品の斡旋販売、国の各種調査等への協力等の継続事業については、引き続き適正かつ円滑な実施に努めます。

● 令和8年度予算の概要

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(単位：千円)

科 目	一般会計	共済会計	計	(参考) 7 年度
1. 収入				
(1) 経常収益				
基本財産運用益	17,400	22,500	39,900	43,200
受取会費	254,600	117,800	372,400	378,750
事業収益	144,233	384,359	528,592	438,742
支払備金等戻入額	0	384,359	384,359	336,142
物品販売売上	144,233	0	144,233	102,600
雑収益	1,931	624	2,555	1,050
経常収益計	418,164	525,283	943,447	861,742
2. 支出				
(1) 経常費用				
事業費 / 事業管理費 / 管理費	386,237	523,588	909,825	843,608
うち役員報酬	11,060	4,740	15,800	7,500
給料手当	30,450	13,050	43,500	43,500
助成金	184,200	30,500	214,700	214,700
調査事業費等	2,200	0	2,200	2,200
販売物品等仕入	56,161	11,725	67,886	67,886
帽子ベスト作成費	11,725	11,725	23,450	23,450
情報発信事業	11,500	1,500	13,000	13,000
共済費	0	48,000	48,000	52,000
支払備金繰入	0	384,359	384,359	334,142
退職給付引当金積立	3,068	1,315	4,383	2,105
災害見舞金積立	2,546	0	2,546	2,598
事故防止対策基金積立	10,000	0	10,000	0
予備費	10,000	0	10,000	10,000
経常費用計	411,851	524,903	936,754	858,311
(2) 借入金返済額	0	0	0	0
支出計	411,851	524,903	936,754	858,311
収支差額	6,313	380	6,693	3,431

佐々木洋平前会長のご功績について

1 はじめに

令和8年6月17日の定時総会において退任された佐々木洋平前会長は、法人設立72年目に当たる2010年(平成22年)6月に第8代会長として就任されて以来、8期16年の長きにわたり(一社)大日本獺友会会長として多大な貢献をいただきました。

数々の精力的活動は、適正で安全な狩猟の推進、狩猟者の確保と育成、都道府県獺友会の一層の発展、狩猟を通じた社会貢献といった基本理念のもとに推進されてきました。

2 主要な活動の歩み

年	主要な活動内容
2010年 平成22年	佐々木洋平氏が第8代会長に就任(6月) 大日本獺友政治連盟設立(9月) 「狩猟と環境を考える円卓会議」開催 → 2011年6月「日本の自然と山林を守る3つの提言」を公表
2011年 平成23年	東日本大震災の被災獺友に義援金を贈呈(4月、8月) 「自民党鳥獣捕獲緊急対策議員連盟」が自民党により設立(初代会長:武部勤衆議院議員)
2012年 平成24年	一般社団法人大日本獺友会設立(4月、内閣府認可) (狩猟災害共済事業は環境省認可の「狩猟事故共済保険事業」に移行)
2013年 平成25年	「災害見舞金特別勘定」創設
2014年 平成26年	法人設立75周年記念式典開催
2015年 平成27年	佐々木会長が環境大臣表彰(環境保全功労者)受賞
2016年 平成28年	各種助成金制度創設(獺友会事務実施、担い手育成確保、安全研修等)
2017年 平成29年	安全狩猟ベスト、帽子のデザイン変更、配付 第1回「自然と農山村を守る狩猟のつどい」開催(第4回(2020年)まで継続)
2019年 平成31年 令和元年	CIC(国際狩猟・野生動物保全評議会)年次総会@ナミビアに参加 狩猟事故共済保険事業約款全面改正 安全狩猟射撃全国大会@大阪府 法人設立80周年記念式典開催 「獺友会憲章」発表
2021年 令和3年	「狩りマップ」の提供開始
2022年 令和4年	佐々木会長に旭日中綬章授与 「佐々木洋平自叙伝-狩猟に未来を-」出版 CICのウクライナ避難民支援活動に対し寄附
2023年 令和5年	都道府県獺友会会長会議を開催(東西別開催から合同開催へ変更)
2024年 令和6年	安全狩猟射撃全国大会(法人設立85周年記念)、全国会長会議@福岡県 法人設立85周年記念式典開催
2025年 令和7年	安全狩猟射撃全国大会(第1回)開催@岩手県(記念行事から年次行事に移行) 全国会長会議@島根県に併せ、御狩安全祈願祭@出雲國一之宮熊野大社に参列 韓国政府環境部、野生生物管理協会との交流開始

3 狩猟者のための法令の見直し等への対応

(1) 様々な制度改正の実現

狩猟制度は、鳥獣保護管理法、銃刀法をはじめ数多くの法律により様々な規制がかけられています。が、狩猟者にとって過重な負担となっているものや、不合理なものも少なくないため、自民党鳥獣捕獲緊急対策議員連盟に対する要望活動を核として、多くの制度改善を実現してきました。以下に主なものをまとめてみました。

狩猟に関する基本法である鳥獣保護管理法については、環境審議会における意見表明等を通じ、管理の概念の追加、第二種特定鳥獣管理計画の導入、指定管理事業制度の創設、緊急銃猟の創設など、抜本的な法改正の実現に貢献してきました。

その他、狩猟に関係する各種法律に関しても以下のような制度改正を実現してきています。

① 銃刀法関係

銃所持許可申請に関する手続きが煩雑、不合理、かつ公安委員会による身辺調査も現場で多くの問題があったことから、規制の緩和や手続きの緩和、根拠の明確化等について要望を重ね、下記のような措置を実現してきました。

- ・技能講習：安全指導重点の講習内容に改正
- ・診断書作成：かかりつけ医を追加
- ・申請時身辺調査：申請者が聴取り者を追加可能化
- ・ライフル銃所持許可要件：実施隊員は市町村推薦で10年を待たず申請可能化
- ・銃所持許可有効期限：まとめて3年に1回を可能化
- ・初心者講習の審査内容：50問2択式及び平易化

しかしながら、令和5年の長野県での銃乱射事件を踏まえ、ハーフライフル銃をライフル銃として取り扱うこととした銃刀法が令和7年3月に施行され、銃更新手続き等において狩猟者に過重な負担が及ぶケースが増加していました。このような状況を踏まえ警察庁と協議を重ねた結果、令和8年6月の通知により各県警本部等におけるより効果的、効率的な調査及び審査に向けた実施要領の改正につながっています。

② 地方税法（狩猟税）関係

有害鳥獣捕獲の担い手確保や登録狩猟による捕獲推進のため、狩猟税の減免措置を平成27年に実現し、その後延長され現在は令和11年3月末まで有効となっています。

③ 鳥獣被害防止特別措置法関係

平成19年に制定された同法について、銃刀法の技能講習の免除、財政上の措置の拡充等を実現してきました。

④ 電波法関係

特定小電力無線の規制見直し、活用による狩猟者間の位置把握や交信の可能化、国産ドックマーカの商品化、有害捕獲におけるアマチュア無線使用の可能化などを実現しました。

⑤ 食品衛生法関係

検討会委員への参画を通じ、野生鳥獣肉の衛生管理に関する指針（ガイドライン）の策定に寄与しました。

⑥ 火薬取締役法関係

有害捕獲用無許可譲受銃弾の転用消費の可能化、指定管理事業における実包無許可譲受の対象化などを実現しました。

(2) 近年の主要な取り組み

これまで様々な制度改正などを実現してきましたが、特に近年は下記のような取り組みを進めています。

① 緊急銃猟制度について

かねてより市街地等に出没したクマ対策等に対応するための新たな制度の必要性を訴えてきましたが、令和7年9月に施行された「緊急銃猟」という新たな制度として実現されました。しかし、ガバメントハンターの活用など、その運用面では依然として課題があることから、引き続き環境省との協議を進めています。

② 鉛弾規制について

2030年に鉛弾を全面規制するという環境省の方針に対しては、釣りのオモリなどの他の汚染要因との比較、検証がなされないまま進められることに疑問を呈し、環境審議会での意見表明を含め、狩猟者への不当な規制強化とならないよう引き続き協議を進めています。

③ その他の主要課題について

そのほか、捕獲効率の向上方策、ジビエ利活用の普及促進、コンパッククレーの導入、狩猟観光の振興など、狩猟をとりまく様々な課題について、関係省庁、団体との意見交換を含め、積極的に要望、提言などを行っています。

4 おわりに

現在の（一社）大日本猟友会は、運営体制、財政基盤とも安定した状態にあると言えますが、これは以上のような佐々木前会長の数々の活動の賜物であり、特に法令等の見直しに関する多くの成果は元衆議院議員である佐々木前会長の政治的手腕により得られたものであり、狩猟者の受けてきた恩恵は大きいと言えます。

近年のクマの市街地への出没等、狩猟を取り巻く状況はこれからも変化していく中、佐々木前会長の多大なご功績も踏まえ、この流れを絶やすことなく新会長のもと取り組んでいくことが重要であり、引き続き関係者のご理解、ご協力をお願いする次第です。



叙勲の写真（2022年）



自民党本部での様子（2018年）



CIC 参加時の写真（2019年）



自叙伝（2022年）



狩猟の様子（2021年）



鳥獣議連（2020年）



感謝状（2026年）

日獵トピックス

韓国環境部及び韓国野生生物管理協会との交流について

1 はじめに

農林水産省より、韓国環境部国立野生動物管理院及び韓国野生生物管理協会の訪日の際に、当会を含む日本の狩猟関係者との交流ができないかとの打診があり、令和7年8月に環境省、関係学識者も交え、意見交換会を開催した。

韓国では2019年にアフリカ豚熱（ASF）が発生して以来、狩猟に関しては感染拡大の防止の観点からの野生イノシシ捕獲が強力に推進されており、その対策や手法はかなり特殊なものとなっているが、日本におけるイノシシ、シカ対策や近年社会問題化しているクマ対策の今後の推進にも有益な内容であった。

韓国側からも、日本における狩猟の現状や各種取り組みについて関心が示されるとともに、佐々木洋平会長に対して韓国の現状については是非現地で見てほしいとの招聘があったことから、令和7年11月には韓国春川市の野生生物管理協会を訪問し夜間銃猟の現地視察、意見交換を行った。

さらに、韓国では鉛弾の規制が行われているにもかかわらず鳥類の鉛中毒が依然として発生しているとの情報を得たこともあり、令和8年5月には再度韓国において表敬訪問と併せ情報収集、意見交換を行った。

2 日本における意見交換

【日時】 令和7年8月20日（水）15:00～17:00

【場所】（一社）大日本猟友会会議室

【出席者】

（韓国側）

- ・ 韓国環境部国立野生動物疾病管理院（NIWDC）
疾病対応チーム 鄭元和 課長
- ・ 韓国環境部法定法人野生生物管理協会 崔珍豪 専務理事
- ・ 鄭炯奎 博士（韓国の豚熱、アフリカ豚熱専門家）

（日本側）

- ・ 農林水産省消費・安全局担当 木下雅由 審議官
- ・ 同 動物衛生課 沖田賢治 課長、他4名
- ・ 環境省自然環境局野生生物課
佐藤大樹 鳥獣保護管理室室長補佐、他1名
- ・ （国研）農業・食品産業技術総合研究機構畜産研究部門
平田滋樹 上席研究員
- ・ （一社）日本養豚開業獣医師協会 伊藤貢 代表理事
- ・ （一社）大日本猟友会 佐々木洋平 会長
- ・ 同 齊藤眞 専務理事、他事務局2名

【議事内容】

- （1）日本における狩猟行政について（環境省）
- （2）大日本猟友会の概要について（大日本猟友会）
- （3）韓国における狩猟活動、主要業務について（韓国野生生物管理協会）
- （4）意見交換



意見交換会（2025年8月）

【意見交換の概要】

韓国における狩猟の状況について、以下の情報を得た。

- ・ 狩猟に際しては政府の許可が必要だが、無許可の者も存在している。
 - ・ 約 4 万人のハンターがいるが、活動しているのは 2 万人程度。
 - ・ 2019 年 9 月の ASF 確認後、法律でイノシシの狩猟は禁止されている。
 - ・ 4 年前からはイノシシは食用とせず、防疫目的の捕獲のみとなっている。
 - ・ イノシシの捕獲数は 2023 年約 7 万頭、2024 年約 9 万頭。
 - ・ 捕獲に対する報奨金は、1 頭当たり 25 万ウォン（＝約 2.6 万円）で、内訳は環境部 5 万ウォン、地方政府 20 万ウォンである。
 - ・ 狩猟事故の 7 割は狩猟者間のものであるが、死亡事故は年間 4 件程度。
 - ・ 捕獲のための罠については、基本的にくくり罠は禁止だが、ハコ罠と GPS 付きくくり罠は使用が許可される。
 - ・ 罠に使用するエサはトウモロコシで作ったものが効果的。人間の匂いには敏感に反応するので、香草を揉んだりして除去している。
 - ・ 以前は猟犬を用いて捕獲していたが、イノシシを長距離移動させてしまい、ASF の拡散につながる事が問題となった。
 - ・ 2024 年からはドローンを利用した捕獲を導入し、捕獲効率も格段に上昇している。
- 最後に、韓国側より今後とも両国の交流関係を深めるため、佐々木会長を韓国に招聘したい旨の申し出があった。

3 韓国における意見交換及び夜間銃猟現地視察

【日時】 令和 7 年 11 月 20 日（木） 15:00 ～ 21:00

【場所】 韓国野生生物管理協会会議室及び江原道春川市郊外

【出席者】

（韓国側）

- ・ 韓国環境部国立野生動物疾病管理院疾病対応チーム 鄭元和 課長
- ・ 韓国環境部法定法人野生生物管理協会
金チョルシク 会長、金哲勲 副会長
- ・ 同 崔珍豪 専務理事、他 3 名
- ・ 通訳・コーディネーター 趙廷鮮氏、林斗鉉氏

（日本側）

- ・ （一社）大日本猟友会 佐々木洋平 会長、他事務局 2 名

【意見交換、夜間銃猟現地視察の概要】

意見交換では、日本での意見交換会で得られた情報に加え、主としてドローンの活用方法に関する以下の情報を得た。

- ・ イノシシはドローンの飛行音を警戒して逃げるため、当初は犬の声を流すなどしたがすぐに慣れて効果がなくなった。そのため、高度を 50m 程度に上げることで、ドローンの飛行音の無音化を行っている。
- ・ イノシシの母親が子供を呼ぶ声をかぶせることによる無音化も、効果が確認できている。
- ・ ドローンにはサーモグラフィカメラを搭載し、その映像から狩猟者に無線で指示し捕獲につなげているが、従来に比べ約 65 倍の捕獲効率となっている。
- ・ 逃げたとしても場所は確認可能であり、死んだことを確認するまで追尾する。
- ・ ドローンの有効カバー範囲は 10km 程度であり、雨や雪の影響は受けにくい。
- ・ ドローンの使用により生態系の調査が可能となるという副次的効果がある。
- ・ 用いる機材は、ドローンが 200 万ウォン、カメラは全て国内製に変更している為、3,800 万ウォンと高額になっており、落下や電線への衝突などにより損失する率も小さくない。
- ・ イノシシの誘因にはトウモロコシで作ったエサをまくが、その匂いによって 1km 程度の範囲からイノシシが集まる。



韓国訪問(2025年11月)

・現在は、イノシシを集めるための呼び声（コーリング）を研究している。

最後に、韓国側より「感謝盾」が佐々木会長に贈られた。

夜間銃猟の現地視察は、江原道春川市の郊外の山間地で行われた。サーモカメラを搭載したドローンを利用した野生イノシシ捕獲の様子を視察したが、存在位置の確認から捕殺、回収までが極めて効率的に行われていた。

なお、韓国では男性のほとんどが兵役経験があり、夜間銃猟のための特別な訓練は不要とのことであった。

4 韓国への表敬訪問及び意見交換

【日時】 令和 8 年 5 月 29 日（金） 11:00 ～ 13:00

【場所】 韓国野生生物管理協会会議室

【出席者】

（韓国側）

・ 韓国環境部国立野生動物疾病管理院疾病対応チーム

鄭元和 課長、李秉泉 課長

・ 韓国環境部法定法人野生生物管理協会 柳枝榮 会長、金哲勲 副会長

・ 同 崔玲豪 専務理事、他 2 名

・ 通訳・コーディネーター 趙廷鮮氏、林斗鉉氏

（日本側）

・ （一社）大日本猟友会 佐々木洋平 会長、尾上貞夫 副会長、日向野義幸 副会長

・ 同 池田富夫 副会長、中園功一 副会長

・ 同 齊藤真 専務理事、他事務局 1 名

【表敬訪問、意見交換の概要】

最初に、佐々木会長より韓国側に、昨年の交流に感謝の意を表し「感謝碑」を贈呈した。

次に野生生物管理協会崔専務理事より、昨年の夜間銃猟現地視察時の状況をまとめたもの、及び、韓国における鉛弾規制等に係る情報についてのプレゼンがなされた。

夜間銃猟視察時の映像では、サーモカメラを搭載したドローンによる捕獲の決定のプロセスや捕獲の様子、捕獲した野生イノシシ 2 頭を一人で運ぶ様子などが紹介された。

鉛弾に関しては、以下の情報を得ることができた。

- ・ 韓国では狩猟における鉛弾（鉛のみでできているもの）の使用は行われていないが、魚類、鳥類の鉛中毒は発生している。
- ・ 韓国で用いられている散弾は、鉛を高温で金属コーティングしたものが主流である。
- ・ 鉛中毒の原因は、鳥類が鉛に汚染された魚類を長期間摂取することが主と考えているが、韓国で用いられている散弾は、その摂取により魚類や鳥類が鉛中毒になることはないと考えている。
- ・ 魚類、鳥類の鉛中毒の要因としては、釣り用のルアーやオモリの直接摂取が大きな要因であると考えている。
- ・ コーティングされた鉛弾以外の弾の種類としては、鉄製、タングステン製、ニッケル製などある。
- ・ 鉄製の価格は鉛弾よりも安い、長期保管すると錆びるという問題がある。
- ・ タングステン製は非常に高価であり、ニッケル製は軽くて使いにくい。

なお、これまで韓国側のリーダーであった鄭元和課長は近く退任予定であり、今後は李秉泉課長を窓口として引き続き交流していくことを確認した。

5 おわりに

韓国における狩猟の状況は日本とは相当異なっているが、ドローンや IT 技術を駆使して効率よく野生イノシシを捕獲するという取り組みや、GPS 付きくくり罠の活用など、改良を重ねつつ様々な技術が確立されている。

現在の日本の制度では直ちに採り入れられない技術も多いが、今後の日本における有害鳥獣捕獲の推進において非常に参考となるものであり、さらに交流を進めることが重要と考える。



韓国訪問(2026年5月)

猟銃用実包管理帳簿

年 月 日 ~ 年 月 日

氏名

- ☐ 散弾(スラッグ弾) ①銃種(散弾銃/ライフル銃) 銃番号() 番径(番)
☐ 散弾(番径 番)(a:BB弾, b:その他) ②銃種(散弾銃/ライフル銃) 銃番号() 番径(番)
☐ ライフル弾() ③銃種(散弾銃/ライフル銃) 銃番号() 番径(番)

※1

年 月 日	使用目的※2	区 分※3	数 量	残 数	相手方の住所・氏名 /消費場所	備 考※4
前年度繰越						
年 月 日	狩・有・指・標					
年 月 日	狩・有・指・標					
年 月 日	狩・有・指・標					
年 月 日	狩・有・指・標					
年 月 日	狩・有・指・標					
年 月 日	狩・有・指・標					
年 月 日	狩・有・指・標					
年 月 日	狩・有・指・標					
年 月 日	狩・有・指・標					
年 月 日	狩・有・指・標					
年 月 日	狩・有・指・標					
年 月 日	狩・有・指・標					
年 月 日	狩・有・指・標					
年 月 日	狩・有・指・標					
年 月 日	狩・有・指・標					
年 月 日	狩・有・指・標					
年 月 日	狩・有・指・標					
年 月 日	狩・有・指・標					
年 月 日	狩・有・指・標					
計						

※1 当帳簿は実包の種類ごとに作成・記録するものとし、該当の実包にチェックし、散弾は()内に番径を記載する。ライフル弾は()内に名称(例:30カ-ビン)を記載する。
 ※2 「使用目的」欄は、該当の事項に○をつける。 狩:狩猟 有:有害鳥獣駆除 指:指定管理鳥獣等捕獲 標:標的射撃
 ※3 「区分」欄には、法令に定める「製造」「譲渡」「譲受(購入)」「交付(した)」「保管委託する場合」「交付(された)」「保管委託した実包を払い出す場合」「消費」「廃棄」から該当するものを記載する。
 ※4 「備考」の欄には、その実包消費に使用した銃の番号(氏名下記載の①②③)を記載する。銃が1丁のみの場合は記載不要。また、必要に応じ、捕獲対象の鳥獣の種類や散弾の場合はBB弾又はその他の散弾の別をa,bで記載する。

猟銃用雷管・火薬管理帳簿
 (ライフル実包の製造用)

年 月 日 ~ 年 月 日

氏名

年 月 日	猟銃用雷管(個)			火 薬(グラム)			購入先の住所・氏名	備 考
	購入数	製造数	残数	購入量	使用量	残量		
年 月 日								
年 月 日								
年 月 日								
年 月 日								
年 月 日								
年 月 日								
年 月 日								
年 月 日								
年 月 日								
年 月 日								
年 月 日								
年 月 日								
年 月 日								
年 月 日								
計								

大日本猟友政治連盟の活動報告

大日本猟友政治連盟は、平成 22 年に大日本猟友会の役員が主体となって結成された政治資金規正法に基づく政治団体で、狩猟や野生鳥獣管理に理解の深い「自民党鳥獣捕獲緊急対策議員連盟」（略称：鳥獣議連、会長：山谷えり子議員）所属の国会議員などに対する各種要請活動や政治活動支援、選挙応援、狩猟に関する普及広報などの活動を行っています。

これまでの成果としては、銃所持許可にかかる診断書作成医師のかかりつけ医への拡大、狩猟税の減免、鳥獣捕獲・被害防止費用の助成拡大、ジビエ利活用の推進、緊急銃猟制度への対応、等々が実現しています。

連盟の運営は、構成員の皆様からの寄附金（寄附金目安額：1 人 200 円以上）を原資としていますので、今年も皆様のご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。

▼令和7年（R7.1.1～R7.12.31）の活動概要

（1）鳥獣議連等を通じた各種要請活動等

自民党鳥獣捕獲緊急対策議員連盟（鳥獣議連、会長：高市早苗議員）等の関係議員を通じて銃所持者の団体所属、コンパッククレ射撃の導入、特例ライフル銃の所持許可等について要望を行いました。

市街地でのクマ出没対策としての鳥獣管理法改正については、狩猟者が刑事上の責任等の不利益を被ることのないよう「緊急銃猟」のあり方や問題点について関係省庁に対して提案を行った他、自民党鳥獣被害対策特別委員会クマ被害緊急対策プロジェクトチームに佐々木会長が出席して意見を述べるなど猟友会の立場を表明しました。

更に銃刀法改正後の規制措置の改善、鉛弾規制問題、猟犬用簡易無線の開発状況等について関係省庁に対して要請等を行いました。

（2）鳥獣関係議員に対する支援

自民党鳥獣議連所属議員を始めとする政府与党の鳥獣・狩猟関係議員に対する政経パーティ・フォーラム等への出席による支援等を引き続き行いました。

また、関係者懇談会等の与党主催行事等に積極的に参加し、良好な信頼関係の継続・強化や大日本猟友会の要望の周知に努めました。さらに、各会員（都道府県猟友会会長）による活動に対する支援を行いました。

（3）選挙応援等

7 月に参議院議員選挙が行われ、与党の鳥獣・狩猟関係の候補者を対象として迅速かつ活発な選挙応援活動を展開し、関係議員からの信頼度を一層高めました。

▼令和8年の事業計画

令和8年においても、引き続き自民党鳥獣捕獲緊急対策議員連盟（鳥獣議連）等を通じ、銃刀法の規制緩和等に関する大日本猟友会としての要望活動を積極的に展開します。

選挙応援については、衆議院選挙、衆・参の補選やその他の都道府県知事等の選挙についても、必要に応じ応援活動を行います。

○令和7年決算（R7.1.1～R7.12.31）

（単位：円）

科 目	令和7年	（参考）令和6年
I 収入の部		
1. 寄付金（個人：構成員）	18,429,380	17,237,870
2. その他の収入（利息等）	13,355	1,335
収入合計	18,442,735	17,239,205
II 支出の部		
1. 経常経費	1,222,717	1,342,853
2. 政治活動費	12,662,113	9,033,452
(1) 組織活動費	11,010,131	3,832,552
(2) 選挙関係費	1,651,982	5,200,900
3. 予備費	0	0
4. 選挙対策積立金	0	10,000,000
支出合計	13,884,830	20,376,305
収支差額	4,557,905	△ 3,137,100
前年度繰越金	12,375,658	15,512,758
繰越収支差額	16,933,563	12,375,658
参考：選挙対策積立金残高(令和7年末)	30,000,000	30,000,000

○令和8年予算（R8.1.1～R8.12.31）

（単位：円）

科 目	8年予算	（参考）7年予算
I 収入の部		
1. 寄付金（個人）	20,100,000	20,200,000
4. その他の収入（利息等）	10,000	1,000
収入合計	20,110,000	20,201,000
II 支出の部		
1. 経常経費	1,320,000	1,460,000
2. 政治活動費	28,000,000	29,000,000
3. 予備費	2,000,000	2,000,000
4. 選挙対策積立金	0	0
支出合計	31,320,000	32,460,000
収支差額	△ 11,210,000	△ 12,259,000
前年度繰越金	16,933,563	12,375,658
繰越収支差額	5,723,563	116,658

統計資料

1. 猟銃等所持者数・狩猟免許保有者数・大日本猟友会構成員数の推移

(単位：人)

年度	猟銃等 所持者数	狩猟免許保有者数						大日本猟友会構成員数					
		第一種 銃猟	第二種 銃猟	わな猟	網 猟	合 計	内女性	第一種 銃猟	第二種 銃猟	わな猟	網 猟	合 計	内女性
S61	321,483	297,767	15,787	14,204		327,758	989	247,357	4,636	3,230		255,223	
S62	307,450	299,314	15,811	15,187		330,312	1,043	237,598	4,288	3,313		245,199	
S63	290,999	259,074	14,426	15,133		288,633	894	228,867	4,231	3,355		236,453	
H 1	278,946	257,879	14,576	15,835		288,290	854	219,355	3,982	3,305		226,642	
H 2	269,132	258,129	14,791	16,605		289,525	890	213,102	3,949	3,274		220,325	
H 3	260,520	229,238	14,572	16,495		260,305	928	207,066	3,995	3,365		214,426	
H 4	254,379	227,505	14,908	17,338		259,751	946	199,610	3,940	3,461		207,011	
H 5	248,095	231,991	15,404	19,008		266,403	994	192,682	3,778	3,727		200,187	
H 6	241,593	208,776	15,278	19,886		243,940	995	187,481	3,833	3,873		195,187	
H 7	235,675	208,553	16,141	21,297		245,991	991	179,060	3,694	4,033		186,787	
H 8	229,880	209,332	16,205	22,293		247,776	1,107	173,073	3,588	4,362		181,023	
H 9	222,921	187,450	16,012	23,754		227,216	957	168,694	3,610	4,875		177,179	
H10	211,129	188,836	16,204	25,632		230,672	1,019	159,811	3,332	5,319		168,462	
H11	204,854	189,201	16,137	28,343		233,681	1,081	153,671	3,272	6,070		163,013	
H12	198,535	170,464	8,499	31,271		210,234	1,006	148,587	3,223	7,221		159,031	
H13	193,007	169,523	6,868	34,681		211,072	953	141,416	3,166	8,276		152,858	
H14	186,973	169,691	4,748	38,041		212,480	1,092	135,920	3,185	9,613		148,718	
H15	171,925	152,257	3,775	41,440		197,472	1,145	131,713	3,205	10,993		145,911	
H16	171,622	151,205	3,469	43,656		198,330	1,227	125,291	2,857	11,510		139,658	
H17	166,579	152,780	3,290	47,552		203,622	1,213	120,280	2,742	12,593		135,615	
H18	160,813	135,333	2,754	47,140		185,227	1,217	115,412	2,551	13,251		131,214	
H19	158,173	135,960	2,631	51,597	38,717	228,905	1,372	110,618	2,395	14,082	462	127,557	
H20	152,938	135,352	2,497	53,571	30,113	221,533	1,599	104,391	2,255	15,191	483	122,320	
H21	142,294	117,497	2,194	57,818	8,366	185,875	1,539	99,083	2,192	17,795	496	119,566	
H22	131,766	116,506	2,119	64,321	7,268	190,214	1,708	91,263	2,142	20,435	481	114,321	
H23	122,515	116,122	2,080	72,892	7,324	198,418	1,912	84,469	2,072	24,397	468	111,406	
H24	113,942	96,242	1,875	76,042	6,510	180,669	2,037	79,407	2,125	25,870	459	107,861	
H25	107,651	96,351	1,876	80,630	6,470	185,327	2,636	75,166	2,205	27,431	468	105,270	
H26	102,300	97,981	1,926	87,057	6,798	193,762	3,184	71,767	2,287	29,732	456	104,242	
H27	98,638	88,592	1,921	92,883	6,687	190,083	4,181	70,213	2,243	32,514	414	105,384	1,183
H28	96,232	91,174	1,993	99,893	7,081	200,141	5,145	68,651	2,203	34,003	401	105,258	1,571
H29	94,726	93,718	2,029	106,388	7,415	209,550	6,328	67,444	2,194	35,788	360	105,786	1,908
H30	93,034	88,009	1,960	110,010	7,298	207,277	7,301	65,905	2,742	36,059	344	105,050	2,127
R 元	92,340	90,010	2,024	115,559	7,824	215,417	8,075	63,747	2,671	37,477	340	104,235	2,458
R 2	89,820	90,034	1,978	118,945	7,537	218,493	8,625	61,867	2,718	39,050	319	103,954	2,751
R 3	87,973	84,417	1,916	119,464	7,573	213,370	10,138	60,579	2,658	40,468	280	103,985	3,082
R 4	86,499	85,347	1,968	122,678	7,923	217,916	10,890	59,092	2,723	40,420	268	102,503	3,469
R 5	84,679	86,652	2,044	125,756	8,474	222,926	12,194	57,574	2,688	40,572	234	101,068	3,799
R 6	82,164							56,577	2,651	41,117	216	100,561	4,164
R 7	80,110							55,747	2,579	41,911	207	100,444	4,586

※複数免許保有者あり、合計は延人数

※ H19 年度からわな猟・網猟免許分離、H18 年度以前（甲種免許）はわな猟欄に記載

2. 年代別狩猟免許保有者数

(単位：人)

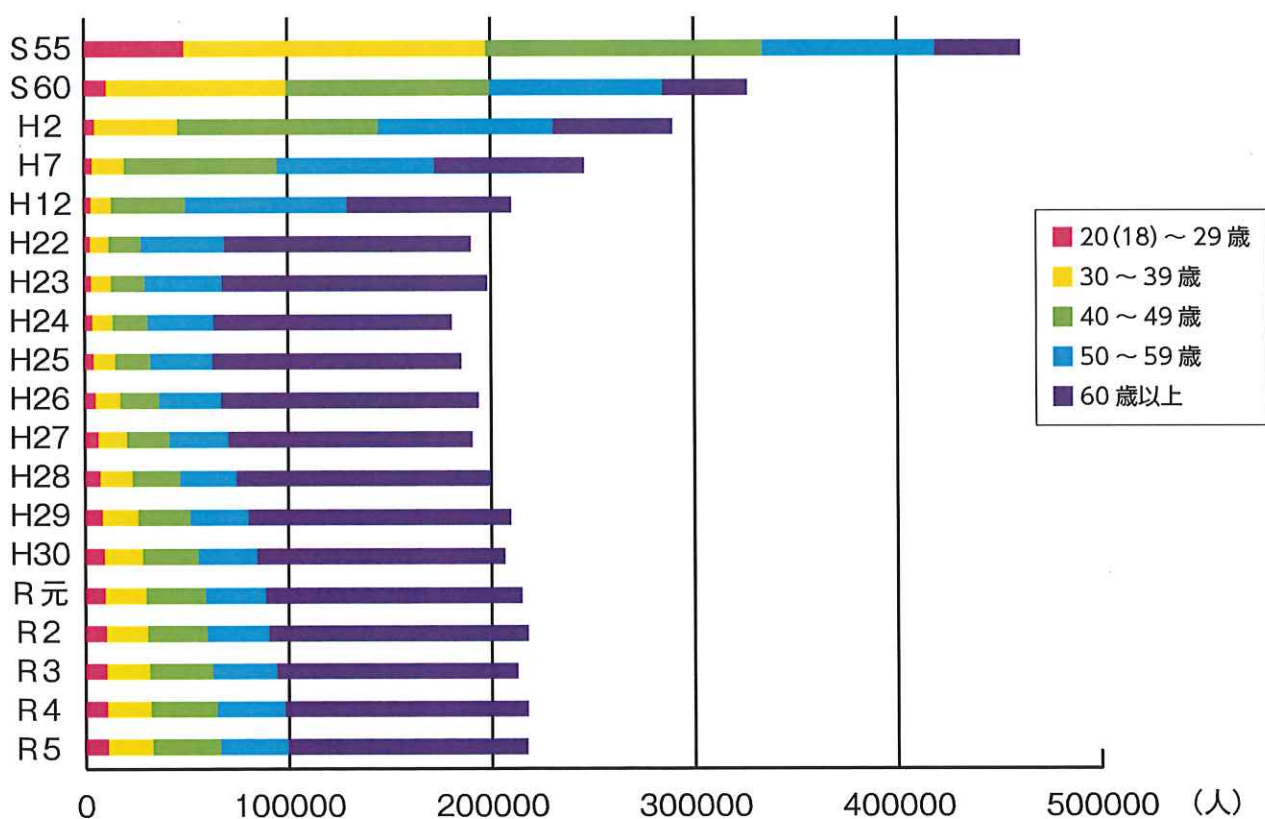
年度	20(18)～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上	合 計
(S55 割合)	10.6%	32.3%	29.5%	18.4%	9.2%	100.0%
S 5 5	48,840	148,964	135,821	84,875	42,271	460,771
S 6 0	10,856	88,578	100,124	85,037	41,672	326,267
H 2	4,952	40,781	98,881	85,843	59,068	289,525
H 7	3,633	15,954	75,061	77,457	74,037	246,142
H 1 2	3,090	10,089	36,199	79,810	81,046	210,234
H 2 2	2,654	9,254	15,798	40,823	121,680	190,214
H 2 3	3,094	9,918	16,392	37,967	130,999	198,418
H 2 4	3,603	10,131	17,194	32,318	117,422	180,669
H 2 5	4,200	10,775	17,063	30,534	122,751	185,327
H 2 6	5,176	12,236	18,729	30,703	126,899	193,762
H 2 7	6,574	13,995	20,700	28,494	120,292	190,083
H 2 8	7,647	15,704	23,179	28,208	125,389	200,141
H 2 9	8,540	17,433	25,281	29,016	129,115	209,550
H 3 0	9,381	18,777	27,246	29,135	122,065	207,277
R 元	9,798	19,991	29,057	29,979	126,137	215,417
R 2	9,889	20,449	29,991	30,775	127,388	218,493
R 3	10,393	20,986	31,066	31,791	119,105	213,376
R 4	10,673	21,471	32,285	33,500	119,843	217,774
R 5	10,937	21,775	33,285	35,443	117,890	219,356
R 5 割合	5.0%	9.9%	15.2%	16.2%	53.7%	

(出典：環境省資料)

○備考：①年齢不明があるため、年代別保有者数を足し合わせた数値と合計値が合わない場合がある。また、数値は延人数（重複保有あり）。

②平成 19 年度に網・わな猟分離

③平成 27 年度より網・わな猟免許は 18 歳から



3. 都道府県猟友会別 構成員数

(単位:人)

No.		網 猟			わ な 猟			第一種銃猟			第二種銃猟			構成員総数	(内 女性)
		男性	女性	小計	男性	女性	小計	男性	女性	小計	男性	女性	小計		
1	北海道	0	0	0	627	72	699	4,795	349	5,144	90	5	95	5,938人	426人
2	青森県	1	1	2	110	4	114	842	38	880	16	1	17	1,013人	44人
3	岩手県	1	0	1	612	62	674	1,364	47	1,411	21	0	21	2,107人	109人
4	宮城県	10	0	10	662	48	710	1,066	35	1,101	31	1	32	1,853人	84人
5	秋田県	0	0	0	94	6	100	1,256	47	1,303	11	0	11	1,414人	53人
6	山形県	0	0	0	452	37	489	1,183	38	1,221	22	2	24	1,734人	77人
7	福島県	0	0	0	738	27	765	1,715	39	1,754	53	0	53	2,572人	66人
8	新潟県	56	3	59	406	26	432	1,604	74	1,678	32	0	32	2,201人	103人
9	茨城県	15	0	15	386	26	412	1,304	33	1,337	122	5	127	1,891人	64人
10	栃木県	1	0	1	641	27	668	1,295	41	1,336	48	3	51	2,056人	71人
11	群馬県	0	0	0	389	19	408	1,180	37	1,217	36	4	40	1,665人	60人
12	埼玉県	7	0	7	223	8	231	1,601	66	1,667	77	2	79	1,984人	76人
13	千葉県	19	0	19	343	27	370	1,623	68	1,691	73	4	77	2,157人	99人
14	東京都	3	0	3	76	6	82	1,687	112	1,799	70	4	74	1,958人	122人
15	神奈川県	0	0	0	123	9	132	1,611	89	1,700	38	0	38	1,870人	98人
16	山梨県	0	0	0	404	50	454	1,373	57	1,430	23	2	25	1,909人	109人
17	静岡県	1	0	1	1,284	73	1,357	1,600	83	1,683	52	1	53	3,094人	157人
18	富山県	6	2	8	208	17	225	502	25	527	27	0	27	787人	44人
19	石川県	11	0	11	713	33	746	397	18	415	20	2	22	1,194人	53人
20	福井県	0	1	1	359	23	382	365	11	376	27	0	27	786人	35人
21	長野県	2	0	2	1,291	114	1,405	2,452	98	2,550	85	5	90	4,047人	217人
22	岐阜県	6	0	6	1,027	55	1,082	958	47	1,005	75	2	77	2,170人	104人
23	愛知県	10	0	10	711	64	775	821	32	853	87	3	90	1,728人	99人
24	三重県	0	0	0	931	55	986	972	28	1,000	45	1	46	2,032人	84人
25	滋賀県	0	0	0	341	16	357	604	27	631	36	0	36	1,024人	43人
26	京都府	6	3	9	772	60	832	811	36	847	40	1	41	1,729人	100人
27	大阪府	0	1	1	388	31	419	745	46	791	29	1	30	1,241人	79人
28	兵庫県	1	0	1	1,671	131	1,802	1,430	64	1,494	87	7	94	3,391人	202人
29	奈良県	0	0	0	663	48	711	410	17	427	15	0	15	1,153人	65人
30	和歌山県	0	0	0	1,166	54	1,220	1,036	43	1,079	33	0	33	2,332人	97人
31	鳥取県	0	0	0	735	37	772	400	13	413	36	1	37	1,222人	51人
32	島根県	1	0	1	1,358	61	1,419	547	20	567	49	2	51	2,038人	83人
33	岡山県	0	0	0	1,743	101	1,844	1,357	35	1,392	109	3	112	3,348人	139人
34	広島県	0	0	0	1,701	83	1,784	1,189	48	1,237	70	1	71	3,092人	132人
35	山口県	0	0	0	1,388	67	1,455	811	31	842	40	1	41	2,338人	99人
36	徳島県	0	0	0	636	42	678	694	28	722	45	0	45	1,445人	70人
37	香川県	0	0	0	654	30	684	309	14	323	16	0	16	1,023人	44人
38	愛媛県	0	0	0	1,600	79	1,679	1,324	26	1,350	87	1	88	3,117人	106人
39	高知県	0	0	0	1,535	95	1,630	1,249	34	1,283	92	2	94	3,007人	131人
40	福岡県	3	2	5	1,235	30	1,265	1,189	54	1,243	75	5	80	2,593人	91人
41	佐賀県	1	0	1	645	23	668	329	6	335	45	3	48	1,052人	32人
42	長崎県	3	1	4	1,394	85	1,479	416	12	428	40	3	43	1,954人	101人
43	熊本県	0	0	0	1,677	66	1,743	1,214	30	1,244	77	0	77	3,064人	96人
44	大分県	0	0	0	1,914	98	2,012	1,171	39	1,210	67	3	70	3,292人	140人
45	宮崎県	6	1	7	1,175	72	1,247	1,411	24	1,435	94	0	94	2,783人	97人
46	鹿児島県	19	3	22	2,197	89	2,286	1,121	21	1,142	80	1	81	3,531人	114人
47	沖縄県	0	0	0	216	11	227	230	4	234	49	5	54	515人	20人
合	計	189	18	207	39,614	2,297	41,911	53,563	2,184	55,747	2,492	87	2,579	100,444人	4,586人

※令和8年3月末時点

4. 狩猟者登録種別別鳥獣捕獲数（登録狩猟）

（単位：羽・頭）

年 度	網 ・ わ な 猟			第 一 種 銃 猟		
	鳥 類	獣 類	合 計	鳥 類	獣 類	合 計
H 2 4	65,440	162,662	228,102	496,863	218,001	714,864
H 2 5	69,548	169,757	239,305	339,045	183,826	522,871
H 2 6	65,510	189,112	254,622	418,833	196,670	615,503
H 2 7	58,330	198,083	256,413	322,062	156,629	478,691
H 2 8	54,616	187,447	242,063	317,936	156,186	474,122
H 2 9	56,175	173,979	230,154	289,963	145,584	435,547
H 3 0	46,912	188,244	235,156	239,157	122,591	361,748
R 元	42,327	178,209	220,536	244,360	110,931	355,291
R 2	46,102	174,754	220,856	235,121	120,214	355,335
R 3	35,141	163,424	198,565	216,090	118,846	334,936
R 4	36,550	162,989	199,539	179,682	102,506	282,188
R 5	33,068	149,070	182,138	164,329	99,810	264,139

年 度	第 二 種 銃 猟			合 計		
	鳥 類	獣 類	合 計	鳥 類	獣 類	合 計
H 2 4	48,109	262	48,371	610,412	380,925	991,337
H 2 5	29,014	247	29,261	437,607	353,830	791,437
H 2 6	47,295	438	47,733	531,638	386,220	917,858
H 2 7	32,956	450	33,406	413,348	355,162	768,510
H 2 8	37,805	477	38,282	410,357	344,110	754,467
H 2 9	27,013	461	27,474	373,151	320,024	693,175
H 3 0	20,943	471	21,414	307,012	311,306	618,318
R 元	27,937	426	28,363	314,624	289,566	604,190
R 2	22,917	318	23,235	304,140	295,286	599,426
R 3	15,861	460	16,321	267,092	282,730	549,822
R 4	21,427	444	21,871	237,659	265,939	503,598
R 5	14,800	325	15,125	212,197	249,205	461,402

（出典：環境省資料）

5. 大型獣類（イノシシ・シカ・サル）捕獲数等

（単位：頭）

年 度	登 録 狩 猟		有 害 鳥 獣 捕 獲 + 個 体 数 調 整		
	イノシシ	シ カ	イノシシ	シ カ	サ ル
H 2 4	161,200	193,800	265,400	272,600	25,100
H 2 5	156,700	176,800	296,200	336,500	19,800
H 2 6	174,400	189,900	346,200	398,100	27,200
H 2 7	166,100	168,700	387,600	424,900	25,100
H 2 8	162,700	161,100	457,700	418,200	25,100
H 2 9	143,300	157,800	409,200	443,000	23,200
H 3 0	142,300	142,900	462,600	429,400	23,500
R 元	132,800	137,400	507,800	465,500	—
R 2	123,100	148,700	555,800	526,100	—
R 3	104,100	150,500	424,500	574,500	—
R 4	100,100	147,600	490,000	569,200	—
R 5	82,500	133,900	439,500	588,800	—

（出典：環境省資料）

○備考：数字は十の位で四捨五入したもの

6. 野生鳥獣による農林業被害状況

(1) 農業被害面積

(単位：千ha)

年 度	鳥 類					獣 類					合計
	スズメ	カラス	ヒヨドリ	その他	小計	イノシシ	シカ	サル	その他	小計	
H23	3.0	9.3	1.5	4.4	18.2	14.3	62.2	4.1	4.8	85.4	103.6
H24	2.6	6.4	2.3	3.6	14.9	12.0	62.3	3.5	4.6	82.4	97.3
H25	2.4	5.9	1.3	3.4	13.0	10.9	48.3	2.7	4.1	66.0	79.0
H26	2.2	5.6	1.7	2.9	12.6	10.6	50.7	2.4	5.0	68.7	81.2
H27	2.2	4.4	1.5	3.2	11.4	9.6	51.2	1.8	7.2	69.5	80.9
H28	1.6	3.7	1.2	2.7	9.2	8.2	42.8	1.6	3.4	56.0	65.2
H29	1.1	3.0	0.9	1.9	6.9	6.7	35.4	1.2	3.0	46.3	53.2
H30	0.8	2.6	0.6	2.3	6.3	5.9	35.8	1.0	2.8	45.5	51.8
R 元	0.7	2.3	0.8	1.7	5.5	5.5	33.8	1.0	2.7	42.9	48.4
R 2	0.7	1.9	0.6	1.6	4.7	5.2	29.7	0.9	3.0	38.7	43.4
R 3	0.4	1.6	0.4	1.3	3.8	4.2	22.1	0.7	2.5	29.5	33.3
R 4	0.4	1.5	0.4	1.2	3.6	3.8	24.0	0.7	2.2	30.6	34.2
R 5	0.4	1.4	0.4	1.1	3.3	3.7	29.4	0.6	3.2	36.9	40.2
R 6	0.2	1.0	0.5	0.7	2.4	3.9	35.3	0.5	2.1	41.8	44.3

(出典：農水省資料)

(2) 農業被害金額

(単位：百万円)

年 度	鳥 類					獣 類					合計
	スズメ	カラス	ヒヨドリ	その他	小計	イノシシ	シカ	サル	その他	小計	
H23	447	2,209	331	1,235	4,222	6,231	8,260	1,605	2,309	18,405	22,627
H24	393	2,060	650	1,090	4,193	6,221	8,210	1,536	2,804	18,771	22,964
H25	346	1,811	246	1,148	3,551	5,491	7,555	1,315	1,997	16,358	19,909
H26	366	1,732	639	1,048	3,785	5,478	6,525	1,306	2,040	15,349	19,134
H27	365	1,651	471	1,025	3,512	5,133	5,961	1,091	1,951	14,137	17,649
H28	310	1,618	480	1,077	3,485	5,072	5,634	1,031	1,941	13,678	17,163
H29	307	1,470	406	1,017	3,200	4,782	5,527	903	1,974	13,186	16,387
H30	237	1,425	307	928	2,897	4,733	5,410	823	1,915	12,881	15,777
R 元	236	1,329	602	974	3,141	4,619	5,304	860	1,876	12,660	15,801
R 2	213	1,379	391	1,034	3,016	4,553	5,642	855	2,043	13,093	16,109
R 3	190	1,313	345	1,006	2,854	3,910	6,097	752	1,901	12,661	15,516
R 4	171	1,343	364	878	2,755	3,638	6,499	714	1,955	12,807	15,563
R 5	177	1,341	333	843	2,694	3,634	6,954	705	2,368	13,661	16,355
R 6	162	1,364	806	794	3,126	4,456	7,851	770	2,550	15,627	18,753

(出典：農水省資料)

(3) 森林被害面積

(単位：千ha)

年 度	獣 類					合計
	シカ	カモシカ	クマ	ノネズミ	その他	
H23	5.7	0.3	1.1	2.0	2.3	9.4
H24	6.5	0.5	0.6	1.2	1.4	9.0
H25	6.8	0.4	0.6	0.8	1.1	8.9
H26	7.1	0.4	0.5	0.6	0.8	8.8
H27	6.0	0.3	0.6	0.7	0.9	7.8
H28	5.6	0.3	0.6	0.5	0.2	7.1
H29	4.7	0.3	0.6	0.6	0.2	6.4
H30	4.3	0.2	0.6	0.7	0.1	5.9
R 元	3.5	0.2	0.4	0.6	0.2	4.9
R 2	4.2	0.2	0.3	0.7	0.3	5.7
R 3	3.5	0.1	0.4	0.7	0.2	4.9
R 4	3.3	0.1	0.5	0.6	0.2	4.6
R 5	3.2	0.1	0.5	1.2	0.2	5.2
R 6	2.7	0.1	0.6	0.7	0.2	4.3

(出典：林野庁資料)

7. 猟銃等の盗難

(1) 猟銃等の盗難件数

区分 / 年度	R 元年	R2 年	R3 年	R4 年	R5 年	R6 年	R7 年
件 数	0	0	1	0	0	0	0
丁 数	0	0	2	0	0	0	0
ライフル銃	0	0	0	0	0	0	0
散弾銃	0	0	0	0	0	0	0
空気銃	0	0	2	0	0	0	0

(2) 実包の盗難状況

区分 / 年度	R 元年	R2 年	R3 年	R4 年	R5 年	R6 年	R7 年
件 数	1	2	0	0	0	0	2
個 数	12	505	0	0	0	0	223
ライフル実包	0	0	0	0	0	0	9
散弾銃実包	12	505	0	0	0	0	214

(以上出典：警察庁資料)

猟銃や実包の盗難に注意！

- ・自宅での猟銃・実包の保管管理にあたっては、堅固な保管庫に収納し、猟銃と適合実包は同一建物内には保管しない。
- ・保管庫の設置場所は、屋内の部屋に入った時に目につかない場所、例えば、押入の中等に保管し、猟銃・実包の保管ロッカーは丈夫なネジ等でしっかり固定する。

共済だより

I. 令和7年度の狩猟事故共済保険事業の報告

(1) 発生事故の概要

令和7年度の本会構成員による狩猟事故発生件数（※保険金支払件数とイコールではありません。）は、次ページ以下に詳細な報告がありますが、総数260件と前年度から16件増加しました。

その内訳は、銃器による他損死亡事故は0件でしたが、銃器による他損傷害事故が3件あり、誤射と暴発が原因でした。

銃器による自損死亡事故は0件でしたが、病死を含むその他の死亡事故が15件と前年同様、多く発生しました。

自損事故は合計250件で、前年度より16件増加しました。その原因としては、イノシシやクマなどに逆襲される事故が引き続き多くなっているほか、転倒や滑落などの事故も非常に多く発生していますので、足元には十分ご注意ください。

出猟前の準備運動を入念に行ってください、足元の装備もしっかりと整えて下さい。

くくりわな猟においては、獲物が掛かった際にワイヤーが切れたり外れたりすることのないよう留意することと、見回りや止め刺しの際は獲物の逆襲に十分な注意が必要です。

錯誤捕獲に関しては、今後もカモシカやクマがくくりわなに掛かった際の放獣については、単独かつ安易にわなから外すことは絶対に避けましょう。

そのような場合には、猟仲間や市役所・町村役場等に連絡し、ベテランの方々との協力により安全に対処するようご注意ください。

(2) 共済保険事業内容の概要

令和7年度の共済保険事業は、前年度に比べ支払件数は197件と28件増加しましたが、支払総額は他損事故の支払いが減ったことから44,384千円となり3,619千円減少しました。

積立金の運用益収入等もあり、概ね健全な状態を維持しつつ事業運営を行っています。これまでに発生した他損事故については今後保険金請求が行われますので、今後支払保険金増加の要因となることに留意が必要です。

つまづきやスリップには細心の注意！
くくりわなは、**イノシシやクマ等の「逆襲」**に特に注意！
大型獣の錯誤捕獲は、単独で対処せず必ず仲間や役場等に連絡！

II. 令和7年度事故発生報告件数

* 令和7年4月～令和8年3月までの発生について本会に報告があったもの

1. 総発生件数

年 度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
死 亡	14	13	9	10	15
傷 害	244	261	261	234	245
合 計	258	274	270	244	260

2. 他損事故

年 度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
銃器死亡	0	1	0	0	0
銃器傷害	3	2	3	2	3
その他死亡	0	0	0	0	0
その他傷害	11	8	5	8	7
合 計	14	11	8	10	10

3. 自損事故

年 度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
銃器死亡	1	0	2	1	0
銃器傷害	8	4	5	7	7
その他死亡	19	14	10	9	15
その他傷害	273	226	246	217	228
合 計	301	244	263	234	250
(その他死亡の内 病死者)	(10)	(7)	(5)	(3)	(4)

Ⅲ. 令和7年度発生事故の原因

1. 他損事故

①銃器による他損死亡事故

年 度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
誤認・誤射	0	1	0	0	0
矢先の安全不確認	0	0	0	0	0
跳 弾	0	0	0	0	0
暴 発	0	0	0	0	0
合 計	0	1	0	0	0

②銃器による他損傷害事故

年 度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
誤認・誤射	0	0	2	2	2
矢先の安全不確認	0	1	0	0	0
跳 弾	1	1	0	0	0
暴 発	2	0	0	0	1
そ の 他	0	0	1	0	0
合 計	3	2	3	2	3

③他損事故の原因・年齢・経験別

	区分		構成員の年齢						狩猟経験						被害者		
事 故 原 因	死 亡	傷 害	40才以下	41才～50才	51才～60才	61才～70才	71才以上	不詳	5年未満	5～10年	11～20年	21年以上	不詳	計	猟友	一般人	その他
誤認・誤射		2		1			1			1		1		2	1	1	
矢先の安全不確認														0			
暴 発		1			1						1			0	1		
跳 弾														0			
猟 犬		2		1			1			1		1		2	1	1	
ワ ナ		1					1					1		1		1	
そ の 他		4	2				2			1	1	2		4		4	
合 計	0	10	2	2	1	0	5	0	0	3	2	5	0	10	3	7	0

2. 自損事故

①銃器による自損事故

銃器による自損事故	年 度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	暴 発	2	5	1	6	2
	跳 弾	0	0	0	0	0
	発砲の衝撃音	0	1	0	0	1
	そ の 他	2	1	1	2	4
	合 計	4	7	2	8	7

②銃器以外の自損事故

銃器以外の自損事故	年 度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	転倒、転落等	110	112	117	105	101
	獲物の襲撃	68	74	88	72	77
	その他不注意	42	47	41	34	39
	猟犬・ダニ等	13	17	7	9	12
	(病 死)	7	5	4	3	4
	そ の 他	0	1	2	3	10
	合 計	240	256	259	226	243

③獲物等の襲撃による事故（獣別）

獲物別襲撃事故	年 度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	イノシシ	44	49	65	57	56
	シ カ	6	8	8	10	13
	ク マ	12	10	10	7	9
	そ の 他	6	7	5	3	3
	合 計	68	74	88	77	81

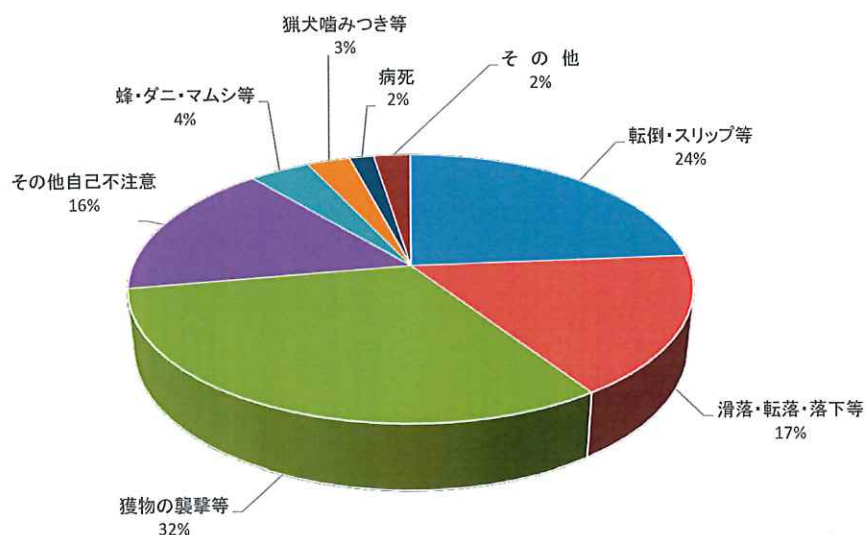
④銃器による自損事故の原因・年令・経験別

事 故 原 因	程 度		構成員年令					狩猟経験					計
	死 亡	傷 害	40歳以下	41歳～50歳	51歳～60歳	61歳～70歳	71歳以上	5年未満	5～10年	11～20年	21年以上	不詳	
暴 発		2					2				2		2
跳 弾													0
発砲の衝撃音		1	1					1					1
射 撃													0
そ の 他		4	2				2		1	1	2		4
合 計	0	7	3	0	0	0	4	1	1	1	4	0	7

⑤銃器以外の自損事故の原因・年令・経験別

事 故 原 因	程 度		構 成 員 年 令					狩 猟 経 験					計
	死 亡	傷 害	40歳以下	41歳～50歳	51歳～60歳	61歳～70歳	71歳以上	5年未満	5～10年	11～20年	21年以上	不詳	
転倒・スリップ等		58	2	2	6	12	36	6	6	10	36		58
滑落・転落・落下等	2	39		6	2	4	29	6	3	6	25	1	41
獲物の襲撃等	4	73	2	7	6	14	48	11	17	7	40	2	77
その他自己不注意	1	39	5	5	5	5	20	6	9	6	15	4	40
蜂・ダニ・マムシ等	2	8				1	9		2		8		10
猟犬噛みつき等		7	1	2		2	2	1	3		3		7
病 死	4						4		1		2	1	4
そ の 他	2	4	2				4		1	1	4		6
合 計	15	228	12	22	19	38	152	30	42	30	133	8	243

銃器以外の自損事故の原因



⑥獲物等の襲撃事故の獣・年令・経験別発生件数

事 故 原 因	程 度		構 成 員 年 令					狩 猟 経 験					計
	死 亡	傷 害	40才以下	41才～50才	51才～60才	61才～70才	71才以上	5年未満	5～10年	11～20年	21年以上	不詳	
イノシシ	3	53	2	4	4	12	34	10	12	7	26	1	56
シ カ	0	13	0	2	0	2	9	0	4	1	7	1	13
ク マ	1	8	0	0	2	2	5	0	1	1	7	0	9
そ の 他		3		1			2	1			2		3
計	4	77	2	7	6	16	50	11	17	9	42	2	81

Ⅳ. 令和7年度発生事故の事例

(1) 銃器関連 他損死亡事故 該当無し

(2) 銃器関連 他損傷害事故

番号	事故発生月	発生時刻	年令	経験	猟種類	獲物	事故原因	事故概要
1	R7.12	15:00	82	23	狩猟	鹿	誤射	鹿に向けて発砲した弾が、300m程離れた場所にいた被害者の肩に被弾した
2	R8.2	13:30	42	10	狩猟	?	誤射	巻き狩り中、勢子と獲物を間違えて散弾銃で誤射したもの
3	R8.2	12:43	53	12	狩猟	?	銃暴発	車内で猟銃を扱った際に暴発したもの

(3) 銃器以外 他損傷害事故

番号	事故発生月	発生時刻	年令	経験	猟種類	獲物	事故原因	事故内容
1	R7.11	12:30	39	18	狩猟	鹿	交通事故	犬に追われて飛び出したと思われる鹿が路上に飛び出し、バイクで走行していた被害者と衝突したもの
2	R7.11	10:30	74	54	有害	鹿・猪	犬噛みつき	有害駆除実施中、猟犬が遊歩道を歩いていた男性を噛んで負傷させたもの
3	R7.12	14:00	77	50	狩猟	猪	交通事故	猟犬で追い出していた猪が町道に出てしまい被害者の車と衝突。車は動かなくなってしまった
4	R8.1	11:08	76	46	狩猟	鹿・猪	交通事故	猟中に猟犬が誤って高速道路へ侵入し車と接触した
5	R8.2	17:30	72	35	狩猟	?	わな	しかけていたくりわなに被害者がかかり、負傷したもの

(4) 銃器関連 自損死亡事故 該当無し

(5) 銃器関連 自損傷害事故

番号	事故発生月	発生時刻	年令	経験	猟種類	獲物	事故原因	事故内容
1	R7.11	6:50	37	7	狩猟	鹿	自己不注意	狩猟中、射撃した際に反動によりスコープが右眉頭に当たり負傷したもの
2	R7.11	10:30	79	47	有害	猪	銃暴発	わなにかかった猪に止め差しをしようとして、空気銃の弾倉を交換し、銃を持ち上げた所暴発したもの
3	R8.1	13:40	82	36	有害	鹿・猪	誤射	持ち場を離れるため脱包する際に誤って引き金に指がかかり暴発、指に被弾し負傷したもの
4	R8.1	13:30	75	51	狩猟	?	暴発	装填したライフル銃を足元に向けた際、弾丸が発射され足を負傷したもの
5	R8.2	15:13	27	4	狩猟	猪	銃	突然猪が現れて耳栓をしないまま発砲したため、急性感音難聴になってしまった

(6) 銃器以外 自損死亡事故

番号	事故発生月	発生時刻	年齢	経験	猟種類	獲物	事故原因	事故内容
1	R7.5	6:00	83	62	有害	鹿	転落	止め差しをしようとしたところ足が滑り、2mの高さから転落した際、止め差し用刃物が腹部に刺さり死亡
2	R7.6	午前	75	50	有害	猪	猪逆襲	わなの見回りに行ったまま帰宅せず、夜に遺体が発見された。太腿に猪の牙が当たった傷があり、死因は多量出血によるもの
3	R7.6	6:54	76	51	有害	鹿	マダニ咬傷	有害捕獲にて鹿を捕獲、解体をしたが、入山または解体中にマダニに噛まれたと思われる
4	R7.7	12:00	77	35	有害	カワウ	溺死	カワウを回収しようと川に入った際、深みにはまって溺死したものと思われる
5	R7.10	15:00	85	?	有害	鹿・猪	自己不注意	わなの準備を車両の後ろにて行っていた所、車両が動き下敷きとなった
6	R7.12	?	89	50	狩猟	猪	熊逆襲	猪用のわなに誤ってかかった熊に襲われたと思われる
7	R8.1	10:00	84	52	狩猟	猪	疾病	猪の止め差し中体調を崩し、病院に搬送をされたが死亡
8	R8.1	15:00	80	50	狩猟	鹿・猪	滑落	わなの見回り中、足を滑らせて15m程滑落し死亡
9	R7.11	?	77	?	有害	鹿	疾病	わなの見回りに行き、山中で急性心不全を発症し死亡

(7) 銃器以外 自損傷害事故

番号	事故発生月	発生時刻	年齢	経験	猟種類	獲物	事故原因	事故内容
1	R7.4	12:00	76	50	有害	鹿	熊逆襲	鹿の駆除に行き、熊に襲われたもの
2	R7.5	8:25	67	3	有害	猪	猪逆襲	わなにかかった猪が、足をちぎって突進し、噛まれるなどして負傷したもの
3	R7.7	18:00	72	40	有害	鹿	転落	わなにかかった鹿を処理しようとした際、足を滑らせて1mほどの高さから水路に転落し負傷したもの
4	R7.7	16:00	75	46	有害	ハクビシン	転倒	わなにかかって暴れる動物をよけようとして転倒し、肩を強打して負傷したもの
5	R7.2	11:00	45	25	狩猟	鹿・猪	犬噛みつき	設置されていたわなに猟犬がかかり、ワイヤーをはずそうとした所噛まれて負傷したもの
6	R7.8	11:00	77	5	有害	猪	マダニ咬傷	箱わなにかかった猪をトラックに積み込む際にマダニに噛まれたと思われる
7	R7.11	15:30	78	13	指定管理	猪	自己不注意	箱わなを移動しようとしていた所、扉に指を挟まれて指を切断したもの
8	R7.12	9:30	69	39	狩猟	猪	猪逆襲	グループ猟中、待場を決めようとしていた所突然現れた猪に倒されて牙で突かれるなどして負傷したもの
9	R8.3	7:30	41	2	狩猟	猪	アナグマ逆襲	錯誤捕獲されたアナグマを解放しようとした際噛まれて負傷したもの
10	R8.3	15:30	78	58	有害	鹿	鹿逆襲	槍で突こうとした所、向かってきて足を刺されて負傷したもの

猟銃の事故は、引き続き**暴発**を原因とする事故が発生しました。

特に「脱包の確認」は基本中の基本ですので、よく肝に銘じてください。

また、平成29年度から、大日本猟友会構成員は、**大粒散弾の使用禁止**の措置を実施しています。

シカ・イノシシ猟の際には、必ずライフル弾やスラッグ弾を使用し、はやる心を抑えつつ、**獲物と矢先を十分確認**した上で発砲してください！

狩猟事故共済普通保険約款

第1条(趣旨)

1 この保険は、一般社団法人日本猟友会(以下、「本会」という。)が定款第3条の規定の趣旨に基づき、本会の構成員の相互扶助の理念に即し、構成員の生活の安定と福祉の増進のため、狩猟事故による損害に備えるものである。

2 本会は、いかなる場合であっても、保険金の給付によって被保険者が金銭的利益を得るような共済は行わない。

第2条(用語の定義)

本約款において使用する用語は、それぞれ以下の定義に従うものとする。

(1) 会員

本会の承認を受けた都道府県を1区域として設立する都道府県狩猟団体

(2) 構成員

本会の会員である都道府県狩猟団体に属し、当団体を通じ本会の定める構成員納入金(本保険掛金を含む。)を納入した者

(3) 被保険者

本保険の補償の対象となる者をいい、保険契約者のことを指す。

(4) 保険期間

本会が保険責任を負う期間をいい、保険期間の詳細は第3条に定める。

(5) 狩猟行為

次に掲げる行為をいう。

ア 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(以下、「法」という。)に定める狩猟期間中に行う法定猟法による狩猟鳥獣の捕獲等の行為

イ 法第9条第1項の許可を受けて行う鳥獣の捕獲等の行為

ウ 指定管理鳥獣捕獲等事業として実施する指定管理鳥獣の捕獲等の行為

(6) 狩猟行為中

前号に掲げる狩猟行為を行っている間で、猟場(狩猟を行うとする場所)に足を踏み入れてから猟場を離れるまでを指し、猟場での獲物の運搬・解体並びにわな猟・網猟の場合のわな・網の設置及び設置後の見回り時を含み、猟場以外での交通乗用具利用時は含まない。また、前号イ及びウに掲げる行為に限り、関係行政機関からの依頼・要請・指示による事前の「見切り」を含む。

(7) 狩猟者登録

法に基づき、狩猟しようとする場所を管轄する都道府県知事に申請し登録すること

(8) 審査委員会

本会内に設置する専門委員会である狩猟事故共済審査委員会

第3条(保険期間)

1 保険期間は、被保険者が狩猟免許の交付を受けた都道府県ごとに、次の1年間とする。

(1) 北海道 10月1日から翌年の9月30日まで

(2) 青森県、秋田県及び山形県 11月1日から翌年の10月31日まで

(3) その他の都道府県 11月15日から翌年の11月14日まで

2 特例として、新規保険加入者に限り、次の期間に起きた事故についても本保険の給付対象とする。

(1) 他の都道府県に狩猟登録を行い、第1項の期間より前の狩猟期間に狩猟行為を行う場合

(2) 放鳥獣猟区(法第68条第2項第4号に規定する専ら放鳥獣された狩猟鳥獣の捕獲を目的とする猟区をいう。)において、第1項の期間より前の狩猟期間に狩猟行為を行う場合

(3) 法第7条の規定に基づき、都道府県知事が第二種特定鳥獣管理計画を立て、法施行規則第9条に定める捕獲等をする期間より前に始期を設定した都道府県に狩猟者登録を行い、第1項の期間より前の狩猟期間に狩猟行為を行う場合

第4条(保険金の支払事由)

1 他損事故保険金

被保険者が狩猟行為中又は銃刀法に基づく指定射撃場(以下、「指定射撃場」という。)における射撃練習中の事故(第1種又は第2種銃猟構成員である被保険者が飼育・使用する猟犬及び被保険者が設置したわな等にかかった動物による咬刺傷等を含む。)において、もしくは第1種銃猟構成員である被保険者については、銃刀法に定める許可を受けて所持する銃器の発射(暴発を含む。)に起因する事故において、過失によって他人の生命又は身体を害し、法律上の損害賠償責任を負担したとき(以下、「他損事故」という。)は、本約款に定める基準に従って保険金を給付する。ただし、公務員又はそれに準じる者であって、公務として従事する狩猟行為中の事故については、法令等に基づいて国又は地方公共団体から賠償又は補償が行われた場合は、保険金の全部又は一部を支給しない。(以下、この条について同じ。)

2 自損事故保険金

被保険者が狩猟行為中又は指定射撃場における射撃練習中の事故(第1種又は第2種銃猟構成員である被保険者が飼育・使用する猟犬、野生鳥獣、わな等にかかった動物及びマムシ・スズメバチ等の有毒生物による咬刺傷等を含む。)、もしくは第1種銃猟構成員である被保険者については、銃刀法に定める許可を受けて所持する銃器の発射(暴発を含む。)に起因する事故により、被保険者自身の生命又は身体を害したとき(以下、「自損事故」という。)は、本約款に定める基準に従って保険金を給付する。

3 狩猟行為関連疾病死亡保険金

被保険者が狩猟行為中又は指定射撃場における射撃練習中に発症し30日以内に死亡したとき、あるいは、狩猟行為中の受傷や野生鳥獣との接触等に起因する疾病(ただし、捕獲した野生鳥獣を食したことに起因する感染症等は含まない。)により発症から180日以内に死亡したときは、本約款に定める基準に従って保険金を給付する。

第5条(支払う保険金の額 - 他損事故保険金)

1 他損事故による死亡

被保険者が第4条第1項の傷害を他人に与え、被害者が死亡したときは、自動車損害賠償責任保険の支払基準(本保険契約と重複する他の損害保険契約がある場合には、その保険契約の支払基準)により算定した損害額を保険金として給付する。

2 他損事故による傷害

被保険者が第4条第1項の傷害を他人に与えたときは、自動車損害賠償責任保険の支払基準(本保険契約と重複する他の損害保険契約がある場合には、その保険契約の支払基準)により算定した損害額を保険金として給付する。

3 他損事故による後遺障害

被保険者が第4条第1項の傷害を他人に与え、その直接の結果としてその他人が後遺障害を残したときは、別表1により決定される等級ごとの金額を、前項で算定した金額に付加して給付する。

4 被害者が親族の場合の事故

前3項の規定にかかわらず、被害者が被保険者と同居及び家計を共にする親族の場合には、第6条第1項から第3項の自損事故保険金として定める基準により算定した損害額を保険金として給付する。

5 係争等にかかる弁護士費用

第1項から第3項の事故に関し、係争等に係る弁護士費用等は、保険金の限度額の範囲内で、当該事故に係る保険金に加算することができる。

6 支払保険金の限度額

第1項から第3項及び第5項の給付は、傷害を受けた他人1名ごとに合算して4,000万円を限度とする。第4項の給付の場合には、傷害を受けた者1名ごとに合算して300万円を限度とする。

第6条(支払う保険金の額 - 自損事故保険金)

1 自損事故による死亡

被保険者自身が第4条第2項の傷害を受け、事故のあった

日から180日以内に死亡したときは、300万円を保険金として給付する。

2 自損事故による傷害

被保険者自身が第4条第2項の傷害を受け、その傷害が原因で通算7日以上通院又は入院したときは、180日を限度として、その日数(ただし、傷害を被った部位及びその症状に応じて別表2に定める日数を限度とする。)に1日につき3,000円(ただし、整骨院、接骨院、鍼灸院等への通院については1日につき1,500円)を乗じて算定した金額を保険金として給付する。

3 自損事故による後遺障害

被保険者自身が第4条第2項の傷害を受け、その直接の結果として後遺症を残したときは、別表3に定める区分に従って保険金を給付する。

4 支払保険金の限度額

第1項から第3項の給付は、1回の事故につき合算して300万円を限度とする。

5 他の身体の障害又は疾病の影響による減額

被保険者が第4条第2項の傷害を被ったとき既に存在していた身体の障害又は疾病の影響により、もしくは、同項の傷害を被った後にその原因となった事故と関係なく発生した身体の障害又は疾病の影響により傷害が重大となった場合には、その影響がなかったときに相当する金額を決定してこれを支払う。

6 治療を怠ったことによる減額

正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったこと、もしくは被保険者又は保険金を受け取る者が治療をさせなかったことにより第4条第2項の傷害が重大となった場合も、前項と同様の方法で支払う。

第7条(支払う保険金の額 -狩猟行為関連疾病死亡保険金)

被保険者が第4条第3項に定める疾病により死亡したときは、次の金額を保険金として給付する。

- (1) 狩猟行為中又は指定射撃場における射撃練習中に発症した持病等に起因する疾病により30日以内に死亡したとき 20万円
- (2) 狩猟行為中又は指定射撃場における射撃練習中の受傷等や野生鳥獣との接触等に起因する疾病(捕獲した野生鳥獣を食したことに起因するものは除く。)により180日以内に死亡したとき 100万円

第8条(保険金を支払わない場合)

次の各号の事由によって生じた事故については、本会は保険責任を負わない。

- (1) 被保険者の故意又はこれと同視し得る重大な過失によって生じた事故
- (2) 法令で禁止されている場所における狩猟行為中に生じた事故
- (3) 法令によって定められた狩猟期間又は時間外における狩猟行為中に生じた事故
- (4) 被保険者が狩猟者登録又は鳥獣捕獲許可を受けないで鳥獣の捕獲を行っている間に生じた事故
- (5) 被保険者が銃刀法に定める許可(以下「所持の許可」という。)を受けないで所持する銃器によって生じた事故
- (6) 被保険者が所持の許可を受けていない者に譲渡又は貸与した銃器によって生じた事故
- (7) 狩猟行為に使用する舟以外の交通乗用器具に搭乗走行中(銃刀法に定める許可を受けて所持する銃器の発射(暴発を含む。)に起因する他損事故を除く。)の事故
- (8) 地震、噴火、洪水、津波その他これに類似する自然現象に起因する事故
- (9) 第1種又は第2種銃猟構成員である被保険者の飼育・使用する猟犬の咬傷等による事故のうち、当該猟犬による事故に関し過去に保険金の給付を行っているもの

第9条(他の保険契約がある場合の保険金の支払額)

- 1 本会で保険金を支払う第4条第1項の事故に対して保険金を支払うべき他の保険契約がある場合において、それぞれの保険契約につき他の保険契約がないものとして算定した支払責任額の合計額が損害額以下のときは、当会はこの保険契約の支払責任額を支払保険金の額とする。

- 2 第1項に定める支払責任額の合計額が損害額を超えるときは、当該事故による損害額をそれぞれの保険契約のてん補限度額の割合によって算定した金額を本会の支払責任額とする。ただし、この保険契約の保険金額を限度とする。

第10条(保険料の払込方法等)

当保険の申込については、本会の構成員が、都道府県狩猟団体を通じて現金の一括払いにより構成員納入金を払い込むことにより、当保険の保険料を払い込んだものとする。保険料を払い込んだ構成員には、保険契約者証等を交付する

第11条(詐欺による取消)

保険契約の締結に際して、被保険者又は保険金の受取人に詐欺の行為があったときは、本会は、審査委員会の決定に基づき、保険契約を取り消すことができる。この場合、既に払い込まれた保険料は払い戻さない。

第12条(不法取得目的による無効)

被保険者が保険金を不法に取得する目的又は他人に保険金を不法に取得させる目的をもって保険契約を締結したときは、保険契約は無効とする。この場合、既に払い込まれた保険料は払い戻さない。

第13条(告知義務)

保険契約締結の際、保険金の支払事由の発生に関する重要な事項のうち、申込書又は告知書において本会が告知事項として質問した事項については、被保険者はその書面により告知することを要する。

第14条(通知義務)

被保険者は、保険契約の締結後、次の各号のいずれかに該当する事実が発生した場合には、所属する都道府県狩猟団体を通じて、遅滞なく本会に通知しなければならない。

- (1) 都道府県狩猟団体の構成員資格を喪失したとき
- (2) 住所又は通知先を変更したとき

第15条(告知義務違反による解除)

- 1 被保険者が第13条の規定により本会が告知を求めた事項について故意又は重大な過失により事実を告げなかった場合、あるいは、事実でないことを告げた場合には、本会は将来に向かって保険契約を解除することができる。
- 2 この場合、本会は保険金の支払事由が生じた後でも保険契約を解除することができ、保険金を支払わない。また、すでに保険金を支払っていた場合には、その全額の返還を請求することができる。
- 3 前項の規定にかかわらず、保険金の支払事由の発生が解除の原因となった事実によらなかった場合には、保険金を支払う。
- 4 保険契約の解除は、被保険者に対する通知により行う。

第16条(告知義務違反による解除ができない場合)

本会は、次のいずれかの場合には、前条の規定による解除をすることができない。

- (1) 本会が、保険契約締結の際、解除の原因となる事実を知っていた場合又は過失により知らなかった場合
- (2) 本会のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者(保険者のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除く。以下、「保険媒介者」という。)が、保険契約者が解除の原因となる事実の告知をすることを妨げた場合
- (3) 保険媒介者が、保険契約者に対して、解除の原因となる事実の告知をしないこと又は事実でないことの告知をすることを勧めた場合
- (4) 本会が解除の原因を知った日の翌日から起算して1か月を経過した場合
- (5) 保険契約が初年度契約の契約日から起算して2年を超えて有効に継続した場合

第17条(重大事由による解除)

- 1 本会は、次の各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、保険契約を将来に向けて解除することができる。
- (1) 被保険者が、この保険契約の保険金を搾取する目的又は他人に搾取させる目的で事故招致(未遂を含む。)した場合
- (2) 保険金の受取人が、この保険契約の保険金を搾取する目的又は他人に搾取させる目的で事故招致(未遂を含む。)した場合

- (3) この保険契約の保険金の請求に関し、その受取人に詐欺行為(未遂を含む。)があった場合
- (4) 前3号に掲げるもののほか、被保険者又は保険金の受取人に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする前3号に定める事由と同等の重大な事由があった場合
- 2 本会は、保険金の支払事由が生じた後でも、前項の規定によってこの保険契約を解除することができる。この場合、前項各号の事由の発生時以後に支払事由が生じていた場合には保険金を支払わない。また、既に保険金を支払っていた場合には、その返還を請求することができる。
- 3 本条による解除は、被保険者に対する通知によって行う。
- 第18条(受益資格の得喪)**
被保険者は、都道府県狩猟団体を通じて構成員納入金を納入したときにこの保険契約による補償を受ける資格(以下、「受益資格」という。)を取得し、構成員資格を喪失したときに受益資格を喪失する。ただし、構成員資格喪失の理由が第6条に定める自損事故又は第7条に定める疾病死亡のときはこの限りでない。
- 第19条(保険契約の解約)**
被保険者は、次の各号に該当する場合には、所定の書類により請求することで将来に向かって保険契約を解約することができる。
(1) 狩猟免許の取消、効力の停止、失効
(2) 狩猟者登録の抹消、取消
- 第20条(保険料の返戻)**
前条の規定により保険契約を解約した場合には、既に払い込まれた保険料から、解約日における既経過期間に応じた月割りで計算した金額を返戻する。
- 第21条(損害防止義務)**
被保険者は、事故が発生したときは、損害の拡大を防止しこれを軽減する義務を負い、故意又は重大な過失によってこれを怠った場合には、本会は保険責任を負わないことがある。
- 第22条(事故発生概況報告)**
1 被保険者又はその遺族は、事故が発生したときは、事故のあった日から30日以内に、都道府県狩猟団体の長を経由して、事故発生概況報告書を提出しなければならない。ただし、被保険者の事故による重度の受傷等により提出が著しく困難である場合はその限りではない。
2 被保険者又はその遺族が正当な理由なく前項の報告を怠った場合は、本会は保険金支払の責に任じないことがある。
- 第23条(保険金の請求)**
1 被保険者又はその遺族が保険金を請求する場合には、事故発生後1年以内に、別表4に定める書類及び本会が必要に応じて求めるその他の書類を提出しなければならない。
2 被保険者が意識不明等により請求することができない場合には、その成年後見人からの請求により成年後見人に保険金を支払うことができる。成年後見人からの請求が困難な場合には、その遺族に当たる全員が連署した書面により選任した代表者が請求できるものとし、この場合、別表4に定める書類のほか、本会が必要に応じて求める書類を提出しなければならない。
3 被保険者に本保険契約と重複する他の損害保険契約がある場合の他損事故保険金の請求については、当該損害保険会社から必要書類を添付の上請求することができるものとする。
- 第24条(保険金の支払時期等)**
1 本会は、保険金の請求をうけたときは、審査委員会が共済金の給付額を裁定し、当該請求書を受理した日から原則として90日以内に、被保険者、その遺族、遺族の代表者又は成年後見人(以下、「被保険者等」という。)の指定する預貯金口座への振込みにより保険金を支払う。
2 前項の裁定をするため特別な照会又は調査が必要な場合には、前項の規定にかかわらず、確認が必要な事項及びその裁定を終えるべき時期を被保険者等に対して通知するものとする。
3 前項の照会又は調査に際し、被保険者等が正当な理由なく当該確認を妨げ、もしくはこれに応じなかった場合(必要な協力を行わなかった場合を含む。)には、これにより確認が遅

- 延した期間については、第1項の期間に算入しないものとする。
- 4 前条第3項の損害保険会社による請求によらず、被保険者自らの請求による他損事故保険金を被保険者に支払う場合には、当該被保険者の被害者に対する事故賠償金の支払いを確認した上でこれを行うものとする。
- 第25条(保険金支払後の保険契約)**
第5条により支払う保険金の額が限度額に到達した場合でも、保険契約は消滅しない。
- 第26条(保険契約の更新)**
1 本会は、被保険者に対して、保険期間満了日までに更新前契約の満了及び更新について通知する。
2 被保険者は、契約を更新しない場合又は契約内容の変更(第13条に定める告知事項の変更を含む。)を求める場合には、保険期間満了日までに本会へ通知しなければならない。
3 被保険者から前項の通知がなく更新契約にかかる保険料が払い込まれた場合には、保険期間満了日の翌日を更新日として、更新前の保険契約内容と同一の内容で更新する。
4 更新後の契約については、更新日における普通保険約款その他の規定及び保険料率を適用する。
5 本条の規定により保険契約を更新したときは、被保険者に対して保険契約者証等を交付する。
- 第27条(更新時における保険料の増額又は減額等)**
1 本会は、その業務又は財産の状況に照らして、特定保険業の継続が困難になる蓋然性がある場合には、保険契約の更新に際して、行政庁の認可を得て次の変更を行うことがある。
(1) 保険料を増額し又は保険金額を減額すること
(2) 保険契約の更新を行わないこと
2 前項に定める契約条件の変更を行う場合には、その内容に関して特別の事情がある場合を除き、その対象となる保険契約の保険期間満了日の2ヶ月前までに被保険者に通知する。
- 第28条(保険金の減額等)**
1 第4条第1項に定める他損事故の被害者が第1種又は第2種銃猟構成員である際に、狩猟行為中又は指定射撃場における射撃練習中において当該被害者に本会の安全狩猟ベスト・帽子の双方又は一方を着用していなかった順守義務違反が認められる場合には、第8条の事由に該当しない場合であっても、審査委員会の裁定により支払うべき保険金の額の5%の額を上限として減額することができる。
2 第4条第1項又は第2項の事故の際に、第1種又は第2種銃猟構成員である被保険者に次の順守義務違反が認められる場合は、別表5により、被保険者又は保険金請求者である損害保険会社に支払うべき保険金の減額、もしくは、被保険者に対して被害者に支払うべき事故賠償金の一部に相当する本人負担金の請求をすることができる。
(1) 狩猟行為中又は指定射撃場における射撃練習中において、本会の安全狩猟ベスト・帽子の双方又は一方を着用していなかった場合
(2) 狩猟行為中に、大粒散弾(6粒～15粒/弾)を使用した場合
- 第29条(保険期間中の保険料の増額又は保険金の削減)**
1 本会は、その業務又は財産の状況に照らして、特定保険業の継続が困難になる蓋然性がある場合には、保険期間中において、行政庁の認可を得て保険料を増額又は保険金額を減額する変更を行うことがある。
2 前項に定める契約条件の変更を行う場合には、その内容に関して特別の事情がある場合を除き、行政庁の認可取得後直ちに、その対象となる被保険者に通知する。
3 保険金給付に充当すべき額は、行政庁の認可を得てこれを定め、この普通保険約款に基づき給付する保険金の給付総額は、保険期間を通じ責任準備金の額をもって限度とする。
- 第30条(保険金の裁定についての異議申立)**
1 保険金の裁定に不服のある被保険者等は、裁定通知を受けた日から30日以内に本会に対し異議の申し立てを行い、再審査を請求することができる。
2 本会は、審査委員会において異議の申立理由の存否を判断し、理由がなければ棄却し、理由があれば再度保険金の給付の有無及びその金額を裁定しなければならないものとする。

第31条(保険金請求権時効)

被保険者等は、事故が発生したときは、事故のあった日から1年以内に保険金の請求をしなければならない。ただし、やむを得ない事由がある場合には、事故のあった日から3年間に限り保険金を請求することができるものとし、3年を経過した場合には保険金を請求する権利を失い、本会は保険責任を負わないものとする。

第32条(再請求についての制限)

被保険者等は、同一の事故について2回以上保険金を請求することはできない。

第33条(保険金の給付順位)

- 1 被保険者が第6条の事故又は第7条の疾病により死亡したときは、保険金はその遺族が請求しかつ受領する。
- 2 遺族の範囲及び順位については、労働基準法施行規則第42条から第45条までの規定を準用する。

第34条(受給権の処分禁止)

- 1 被保険者等は、給付を受ける権利を譲り渡し、又は担保に供することはできない。
- 2 前項の規定に違反しこれを譲り渡し又は担保に供しても、これをもって本会に対抗することができないものとする。

第35条(被保険者相互の事故)

被保険者相互の事故については、損害賠償金を支払う義務を有する被保険者又はその代理人である損害保険会社のみが保険金を請求することができるものとする。

第36条(訴訟の提起)

保険金給付に関する訴訟についての第一審受訴裁判所は、東京地方裁判所とする。

第37条(準拠法)

本普通保険約款に規定のない事項は、関係法令によるものとする。

附 則(令和元年6月18日)

この変更約款は、令和元年9月15日から適用する。

附 則(令和元年8月23日)

この変更約款は、令和元年9月15日から適用する。

附 則(令和5年8月21日)

この変更約款は、令和5年10月1日から適用する。

■別表1 後遺障害給付基準(他損)

等級	後遺障害	てん補限度額
第1級	1 両眼が失明したもの	4,000万円
	2 咀嚼及び言語の機能を廃したもの	
	3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの	
	4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの	
	5 両上肢を肘関節以上で失ったもの	
	6 両上肢の用を全廃したもの	
	7 両下肢を膝関節以上で失ったもの	
第2級	1 両眼が失明し、他眼の視力が0.02以下になったもの	3,552万円
	2 両眼の視力が0.02以下になったもの	
	3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの	
	4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの	
	5 両上肢を手関節以上で失ったもの	
	6 両下肢を足関節以上で失ったもの	
第3級	1 1眼が失明し、他眼の視力が0.06以下になったもの	3,134万円
	2 咀嚼又は言語の機能を廃したもの	
	3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの	
	4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの	
	5 両手の手指の全部を失ったもの	
第4級	1 両眼の視力が0.06以下になったもの	2,746万円
	2 咀嚼及び言語の機能に著しい障害を残すもの	
	3 両耳の聴力を全く失ったもの	
	4 1上肢を肘関節以上で失ったもの	
	5 1下肢を膝関節以上で失ったもの	
	6 両手の手指の全部の用を廃したもの	
	7 両足をリスフラン関節以上で失ったもの	

第5級	1 1眼が失明し、他眼の視力が0.1以下になったもの	2,358万円
	2 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの	
	3 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの	
	4 1上肢を手関節以上で失ったもの	
	5 1下肢を足関節以上で失ったもの	
	6 1上肢の用を全廃したもの	
	7 1下肢の用を全廃したもの	
	8 両足の足指の全部を失ったもの	
第6級	1 両眼の視力が0.1以下になったもの	2,000万円
	2 咀嚼又は言語の機能に著しい障害を残すもの	
	3 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの	
	4 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの	
	5 脊柱に著しい奇形又は運動障害を残すもの	
	6 1上肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの	
	7 1下肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの	
	8 1手の5の手指又は拇指及び示指を含み4の手指を失ったもの	
第7級	1 1眼が失明し、他眼の視力が0.6以下になったもの	1,672万円
	2 両耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの	
	3 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの	
	4 神経系統の機能又は精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの	
	5 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの	
	6 1手の拇指及び示指を失ったもの又は拇指若しくは示指を含み3以上の手指を失ったもの	
	7 1手の5の手指又は拇指及び示指を含み4の手指の用を廃したもの	
	8 1足をリスフラン関節以上で失ったもの	
	9 1上肢に仮関節を残し、著しい運動障害を残すもの	
	10 1下肢に仮関節を残し、著しい運動障害を残すもの	
	11 両足の足指の全部の用を廃したもの	
	12 外貌に著しい醜状を残すもの	
	13 両側の睾丸を失ったもの	
第8級	1 1眼が失明し又は1眼の視力が0.02以下になったもの	1,344万円
	2 脊柱に運動障害を残すもの	
	3 1手の拇指を含み2の手指を失ったもの	
	4 1手の拇指及び示指又は拇指若しくは示指を含み3以上の手指の用を廃したもの	
	5 1下肢を5センチメートル以上短縮したもの	
	6 1上肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの	
	7 1下肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの	
	8 1上肢に仮関節を残すもの	
	9 1下肢に仮関節を残すもの	
	10 1足の足指の全部を失ったもの	
第9級	1 両眼の視力が0.6以下になったもの	1,044万円
	2 1眼の視力が0.06以下になったもの	
	3 両眼の半盲症、視野狭窄又は視野変状を残すもの	
	4 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの	
	5 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの	
	6 咀嚼及び言語の機能に障害を残すもの	
	7 両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの	
	8 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの	
	9 1耳の聴力を全く失ったもの	
	10 神経系統の機能又は精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの	
	11 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することのできる労務が相当な程度に制限されるもの	
	12 1手の拇指を失ったもの、示指を含み2の手指を失ったもの又は拇指及び示指以外の3の手指を失ったもの	
	13 1手の拇指を含み2の手指の用を廃したもの	
	14 1足の第1の足指を含み2以上の足指を失ったもの	
	15 1足の足指の全部の用を廃したもの	
	16 外貌に相当な醜状を残すもの	
	17 生殖器に著しい障害を残すもの	
第10級	1 1眼の視力が0.1以下になったもの	806万円
	2 咀嚼又は言語の機能に障害を残すもの	
	3 14歯以上に対し歯科補綴を加えたもの	
	4 両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの	

第10級	5	1 耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの	806万円
	6	1 手の示指を失ったもの又は拇指及び示指以外の2の手指を失ったもの	
	7	1 手の拇指の用を廃したもの、示指を含み2の手指の用を廃したもの又は拇指及び示指以外の3の手指の用を廃したもの	
	8	1 下肢を3センチメートル以上短縮したもの	
	9	1 足の第1の足指又は他の4の足指を失ったもの	
	10	1 上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの	
第11級	11	1 下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの	598万円
	1	両眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの	
	2	両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの	
	3	1 眼のまぶたに著しい欠損を残すもの	
	4	10歯以上に対し歯科補綴を加えたもの	
	5	両耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの	
第12級	6	1 耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの	418万円
	7	脊柱に奇形を残すもの	
	8	1 手のなか指又はくすり指を失ったもの	
	9	1 手の示指の用を廃したもの又は拇指及び示指以外の2の手指の用を廃したもの	
	10	1 足の第1の足指を含み2以上の足指の用を廃したもの	
	11	胸腹部臓器に障害を残すもの	
第13級	12	1 眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの	268万円
	13	1 眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの	
	2	7歯以上に対し歯科補綴を加えたもの	
	3	1 耳の耳殻の大部分を欠損したもの	
	4	鎖骨、肋骨、肋骨、肩甲骨又は骨盤骨に著しい奇形を残すもの	
	5	1 上肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの	
第14級	6	1 下肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの	150万円
	7	長管骨に奇形を残すもの	
	8	1 手のなか指又はくすり指の用を廃したもの	
	9	1 足の第2の足指を失ったもの、第2の足指を含み2の足指を失ったもの又は第3の足指以下の3の足指を失ったもの	
	10	1 足の第1の足指又は他の4の足指の用を廃したもの	
	11	局部に頑固な神経症状を残すもの	
第15級	12	外観に醜状を残すもの	268万円
	1	1 眼の視力が0.6以下になったもの	
	2	1 眼に半盲症、視野狭窄又は視野変状を残すもの	
	3	両眼のまぶたの一部に欠損を残し又はまつげはげを残すもの	
	4	5歯以上に対し歯科補綴を加えたもの	
	5	1 手の小指を失ったもの	

第13級	6	1 手の拇指の指骨の一部を失ったもの	268万円
	7	1 手の示指の指骨の一部を失ったもの	
	8	1 手の示指の末関節を屈伸することができなくなったもの	
	9	1 下肢を1センチメートル以上短縮したもの	
	10	1 足の第3の足指以下の1又は2の足指を失ったもの	
	11	1 足の第2の足指の用を廃したもの、第2の足指を含み2の足指の用を廃したもの又は第3の足指以下の3の足指を廃したもの	
第14級	1	1 眼のまぶたの一部に欠損を残し又はまつげはげを残すもの	150万円
	2	3歯以上に対し歯科補綴を加えたもの	
	3	1 耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの	
	4	上肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの	
	5	下肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの	
	6	1 手の小指の用を廃したもの	
第15級	7	1 手の拇指及び示指以外の手指の指骨の一部を失ったもの	150万円
	8	1 手の拇指及び示指以外の手指の末関節を屈伸することができなくなったもの	
	9	1 足の第3の足指以外の1又は2の足指の用を廃したもの	
	10	局部に神経症状を残すもの	

(上記表中用語：拇指→おや指 示指→ひとさし指)

【補足】

- 視力の測定は、万国式視力表による。屈折異常のあるものについては、矯正視力について測定する。
- 手指を失ったものとは、拇指は指関節、その他の手指は第1関節以上を失ったものをいう。
- 手指の用を廃したものとは、手指の末節の半分以上を失い、または中手指関節もしくは第1指関節(拇指にあっては、指関節)に著しい運動障害を残すものをいう。
- 足指を失ったものとは、その全部を失ったものをいう。
- 足指の用を廃したものとは、第1の足指は末節の半分以上、その他の足指は末関節以上を失ったもの又は中足指関節もしくは第1指関節(第1の足指にあっては、指関節)に著しい運動障害を残すものをいう。
- 各等級の後遺障害に該当しない後遺障害であって、各等級の後遺障害に相当するものは、当該等級の後遺障害とする。
- 身体障害が2以上あるときは、重い方の身体障害の該当する等級による。しかし、下記に掲げる場合においては、等級を次の通り繰り上げる。
 - 第13級以上に該当する身体障害が2以上あるときは、重い方の身体障害1級を繰り上げる。ただし、それぞれの後遺障害に該当する共済金額の合算額が繰り上げ後の後遺障害の共済金額を下回るときは、前記合算額を採用する。
 - 第8級以上に該当する身体障害が2以上あるときは、重い方の身体障害2級を繰り上げる。
 - 第5級以上に該当する身体障害が2以上あるときは、重い方の身体障害3級を繰り上げる。
- 既に身体障害のあった者がさらに同一部位について障害の程度を加重したときは、加重後の等級に応ずる共済金額から既にあった障害の等級に応ずる共済金額を控除した金額を共済金額とする。

■別表2 部位症状別給付限度日数(自損)

症 状	部 位 (単位:日)											
	頭 部	顔 面 部				頭 部	胸、腹部、背部、腰部又は臀部		上 肢		下 肢	
		眼、耳、歯牙を除く顔面部	眼	耳	歯 牙		胸部・腹部(含、肋骨・肩甲骨)	背部・腰部・臀部(含、腸骨)	手指を除く上肢	手 指	足指を除く下肢	足 指
打撲、ねん挫、挫傷、擦過傷、筋・腱の不全断裂	11	21	21	11	—	11	11	11	11	11	11	11
挫創又は挫減創(含、動物による咬傷)	21	21	—	21	—	21	21	21	21	21	21	21
骨折又は脱臼	90	32	—	—	—	90	32	90	53	32	63	53
欠損又は切断	—	32	—	21	11	—	—	—	90	32	105	45
筋又は腱の断裂(完全に切断された状態)	—	—	—	—	—	—	—	—	53	32	53	21
神経(脊髄を除く)の損傷又は断裂	180	63	90	—	—	105	—	105	53	32	53	21
脊髄の損傷又は断裂	—	—	—	—	—	180	—	180	—	—	—	—
頭蓋内の内出血又は血腫もしくは眼球の内出血又は血腫	90	—	32	—	—	—	—	—	—	—	—	—
臓器の損傷又は破裂もしくは鼓膜、眼球の損傷又は破裂	—	—	45	21	—	—	90	—	—	—	—	—

(注1)表中の各症状に該当しない傷害又は治療の実態と著しく乖離している日数については、審査委員会が個別案件ごとに検討する。

(注2)同一事故により複数の傷害を負った場合は、最も多い日数に該当する症状及び部位を適用する。

■別表3 後遺障害給付基準(自損)

区 分	てん補限度額 (万円)
1. 眼の障害	
(1) 両眼が失明したとき	300
(2) 片目が失明したとき	180
(3) 片目の視力が著しく低下したとき	15
2. 耳の障害	
(1) 両耳の聴力を全く失ったとき	240
(2) 片耳の聴力を全く失ったとき	90
(3) 片耳の聴力が著しく低下したとき	15
3. 鼻の障害	
(1) 鼻の機能に著しい障害を残すとき	60
4. 咀嚼、言語の障害	
(1) 咀嚼又は言語の機能を全く失ったとき	300
(2) 咀嚼又は言語の機能に著しい障害を残すとき	105
5. 外貌(顔面、頭部、頸部)	
(1) 外貌に著しい醜状を残すとき	45
(2) 外貌に醜状(顔面においては直径2cm瘻痕、長さ3cmの線状痕程度をいう。)を残すとき	9
6. 脊柱の異常	
(1) 脊柱に著しい変形又は著しい運動障害を残すとき	120
(2) 脊柱に運動障害を残すとき	90
(3) 脊柱に変形を残すとき	45
(4) 椎骨の圧迫骨折により脊柱に変形を残すとき	15
7. 腕(手関節より上部)、脚(足関節より上部)の障害	180
(1) 1腕又は1脚を失ったとき	150
(2) 1腕又は1脚の3大関節中2関節以上の機能を全く廃したとき	105
(3) 1腕又は1脚の3大関節中1関節以上の機能を全く廃したとき	15
(4) 1腕又は1脚の機能に障害を残すとき	15
8. 手指の障害	
(1) 1手の拇指を指関節より上部で失ったとき	60
(2) 1手の拇指の機能に著しい障害を残すとき	30
(3) 拇指以外の1指を第2指関節より上部で失ったとき	24
(4) 拇指以外の1指の機能に著しい障害を残すとき	15
9. 足指の障害	
(1) 1足の第1足指を趾関節より上部で失ったとき	30
(2) 1足の第1足指の機能に著しい障害を残すとき	24
(3) 第1足指以外の1足指を第2趾関節より上部で失ったとき	15
(4) 第1足指以外の1足指の機能に著しい障害を残すとき	9
10. その他身体の著しい障害により終身自用を弁ずることができないとき	300
11. 上記1.から10.以外の障害であって、残された症状が将来においても回復できない重大な障害に至ったもの、又は身体の一部の欠損については、医師の診断書等により慎重に審査し、決定する。	—

■別表4 保険金請求書類

請求する保険金の種類	必 要 書 類
他損事故保険金	[被保険者が請求する場合] ・保険金請求書 ・医師診断書 ・被害者の診療明細書 ・所属都道府県狩猟団体の長及び支部長の事故証明書 ・狩猟行為中の事故の場合は、狩猟者登録証の写し ・鳥獣捕獲行為中の事故の場合は、「捕獲許可証」又は「従事者証」の写し ・指定管理鳥獣捕獲等事業に係る事故の場合は、「捕獲従事者であることを証する書類」の写し ・猟銃による事故の場合は、「銃の所持許可証」の写し ・被害者の事故発生時の前年度における所得を証する書類 ・被害者が死亡の場合は、死亡診断書又は死体検案書及び死亡者の相続人を確知しうる戸籍謄本 ・後遺障害の場合は、当該後遺障害確定時における医師の後遺障害診断書 ・猟犬の咬傷等による場合は、当該猟犬の登録証明書又は鑑札の写し ・事故の状況を証する写真 [損害保険会社が請求する場合] ・別途定める保険金請求書及び添付書類
自損事故保険金	・保険金請求書 ・医師診断書(原則として通院又は入院の通算日数が30日を超える場合に限る。) ・病院等が発行する通院又は入院に関する証明書又は医療費支払いに関する領収証等の写し ・所属都道府県狩猟団体の長及び支部長の事故証明書 ・狩猟行為中の事故の場合は、狩猟者登録証の写し ・鳥獣捕獲行為中の事故の場合は、「捕獲許可証」又は「従事者証」の写し ・指定管理鳥獣捕獲等事業に係る事故の場合は、「捕獲従事者であることを証する書類」の写し ・猟銃による事故の場合は、「銃の所持許可証」の写し ・死亡の場合は、死亡診断書又は死体検案書及び死亡者の相続人を確知しうる戸籍謄本 ・後遺障害の場合は、当該後遺障害確定時における医師の後遺障害診断書 ・猟犬の咬傷等による場合は、当該猟犬の登録証明書又は鑑札の写し ・事故の状況を証する写真
狩猟行為関連疾病死亡保険金	・保険金請求書 ・死亡診断書(疾病と死亡との関係を明らかにするもの) ・死亡者の相続人を確知しうる戸籍謄本 ・所属都道府県狩猟団体の長及び支部長の証明書 ・狩猟行為中の事故の場合は、狩猟者登録証の写し ・鳥獣捕獲行為中の場合は、「捕獲許可証」又は「従事者証」の写し ・指定管理鳥獣捕獲等事業の場合は、「捕獲従事者であることを証する書類」の写し ・猟銃による狩猟行為中の場合は、「銃の所持許可証」の写し ・疾病発症や動物による咬傷等の状況を証する写真

■別表5 保険金から減額する又は請求できる本人負担金の金額

順守義務違反の内容	減額又は請求できる金額
大日本猟友会安全狩猟ベスト・帽子の双方を着用していなかった場合	支払うべき保険金額に10%を乗じて得た金額(ただし、自損事故の場合は10万円、他損事故の場合は200万円を限度とする。)
上記帽子を着用し、ベストを着用していなかった場合	支払うべき保険金額に10%を乗じて得た金額の70%(同上)
上記ベストを着用し、帽子を着用していなかった場合	支払うべき保険金額に10%を乗じて得た金額の30%
大粒散弾を使用した場合	支払うべき保険金額に10%を乗じて得た金額(ただし、他損事故の場合は200万円を限度とする。)

重要事項説明書

1. 商品の仕組みおよび引受条件等

(1) 商品の仕組み

この保険は、被保険者(補償の対象者)が狩猟中等の対象事故により、他人に怪我をさせた場合や、自身が負傷した場合、あるいは狩猟中の疾病により死亡した場合等に共済保険金をお支払いします。

(2) 補償内容

*本共済保険はその趣旨等から、「狩猟行為中」の事故に補償対象を限定しているなど、支払可否や支払基準、支払方法等について損害保険会社のハンター保険等とは相違がある場合があります。

①<他損事故>被保険者が狩猟行為中(射撃練習を含む。以下同じ)の事故(第1種狩猟登録者である被保険者については銃器の暴発に起因する事故を含む。以下同じ)において、過失によって他人の生命又は身体を害し、法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害に対して、保険金額を限度に保険金をお支払いします。

②<自損事故> 被保険者が狩猟行為中の事故において、自身の生命・身体を害したとき、保険金額を限度に保険金をお支払いします。

*事前の「見切り」(下見)は、狩猟行為中とは見なされません。(但し、有害捕獲に関わる行政からの依頼・要請・指示を受けた場合を除く。)

*猟場以外(処理場、解体作業場等や林道などの公道上等)での事故は、狩猟行為中とは見なされず、支払対象とはなりません。

*傷害保険金の認定(給付対象)日数は、実際の入通院実績等に応じますが、受傷部位と症状による限度があります。

③<狩猟中疾病死亡> 被保険者が狩猟行為中に、事故以外の原因により発症し30日以内に死亡したとき、又は狩猟中の行為に起因する疾病により180日以内に死亡したときに保険金をお支払いします。

④【保険金をお支払いできない主な場合】 次のいずれかの事由によって生じた事故については、本会は、保険金をお支払いしません。

a)被保険者の故意又はこれと同視し得る重大な過失によって生じた事故

b)法令で禁止されている場所における狩猟行為中に生じた事故

*公道上での発砲による事故は支払対象とはなりません。

c)法令によって定められた狩猟期間又は時間外における狩猟行為中に生じた事故(鳥獣捕獲許可を受けた場合を除く。)

d)被保険者が狩猟者登録又は鳥獣捕獲許可を受けないで鳥獣の捕獲を行っている間に生じた事故

*行政機関からの要請・依頼等による緊急捕獲活動時の事故については、その要請・依頼等の事実を証する書面の提出が必要です。

e)被保険者が銃刀法に定める許可(以下、「所持の許可」という。)を受けないで所持する銃器によって生じた事故

f)被保険者が所持の許可を受けていない者に譲渡又は貸与した銃器によって生じた事故

g)狩猟に使用する舟以外の交通乗用具に搭乗走行中の事故

*スノーモービルは交通乗用具と解され、搭乗走行中の事故は支払対象とはなりません。

h)地震、噴火、洪水、津波その他これに類似する自然現象に起因する事故

i)被保険者の使用する猟犬の咬傷(当該猟犬の咬傷による事故で、過去に保険金の給付を行なっている場合に限る。)による事故

(3) 保険期間・保険の更新について

①中途契約者を除き、原則として1年間(狩猟期の始期日から翌年の狩猟期の始期日の前日まで)。中途契約者も保険期間の終期は同一です。

②被保険者又は一般社団法人日本猟友会のどちらか一方より書面で別段の意思表示がなく、更新契約にかかる保険料が払い込まれた場合、保険期間満了日の属する年度の狩猟期間の始期(都道府県により同一ではありません。)を更新日として、更新前の保険契約内容と同一の内容で更新します。

(4) 引受条件

この共済保険は、保険金額(てん補限度額)が、①<他損事故>(被害者1名につき)4,000万円、②<自損事故>(1事故につき)300万円/(傷害日額)3,000円、もしくは1,500円、③<狩猟行為関連疾病死亡>100万円又は20万円(持病等による場合)、で固定、かつ①~③の3種目セットでの引受のみとなります。

2. 保険料及び保険料払込方法

この共済保険の保険料は、第1種銃猟構成員が1500円、それ以外の構成員が750円で、払込方法は契約時に現金一括払(構成員納入金に含まれています。)となります。

3. 満期返れい金・契約者配当金

この共済保険には満期返れい金、契約者配当金はありません。

4. 契約申込の撤回等(クーリングオフ)

この共済保険の保険期間は1年であることから、契約申込後に契約の撤回または解除(クーリングオフ)を行うことはできません。

5. 告知義務・通知義務等

(1)加入時における注意事項(告知義務一加入申込票の記載上の注意事項)

被保険者が、他に同種の保険契約(ハンター保険等)を締結している場合には、必ずその内容をご申告下さい。

(2)加入後における注意事項(通知義務等)

保険契約の締結後、①都道府県狩猟団体の構成員資格を喪失したとき、②契約者構成員が住所を変更したとき、のいずれかの場合には遅滞なく本会に通知して下さい。また、事故が発生したときは、事故のあった日から30日以内に、事故発生報告書を提出して下さい。

6. 補償の開始時期

始期日の午前0時に補償を開始します。保険料を払い込みいただけない場合には、保険期間が始まった後であっても保険金をお支払いできません。

7. 保険金をお支払いしない主な場合等(主な免責事由)

(1)保険金をお支払いしない主な場合

上記1. (2)④【保険金をお支払いできない主な場合】をご参照下さい。

(2)重大事由による解除

以下の①~③の事由により本会がご契約を解除した場合には、それらの事由が生じた時から解除がなされた時まで発生した傷害に対しては、保険金をお支払いしません。

①被保険者又は保険金の受取人が、この保険契約の保険金を搾取る目的又は他人に搾取させる目的で事故招致(未遂を含む。)した場合。

②この保険契約の保険金の請求に関し、その受取人に詐欺行為(未遂を含む。)があった場合。

③上記①②のほか、本会の被保険者又は保険金の受取人に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする上記①②に定める事由と同等の重大な事由がある場合。

8. 保険料の払込猶予期間等の取扱い

この保険の保険料の払込方法は、都道府県狩猟団体を通じての現金一括払いのみの取扱いで、払込み猶予期間等は設定しておりません。

9. 解約と解約返れい金

狩猟免許の取消、効力の停止、失効や狩猟者登録の抹消、取消の場合には、将来に向かってのご契約の解約が可能です。また、その場合、解約日における既経過期間に応じた月割りで計算した金額を返戻します。死亡保険金をお支払いするケガによって被保険者が死亡された場合は、その被保険者の保険料は返還しません。

10. 共済保険事業破綻時等の取扱い

本共済保険事業の経営が破綻した場合には、保険金の支払いや解約時の返還保険料などの支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

11. 個人情報の取扱いについて

本契約に関する個人情報を本契約の履行のために取得・利用し、業務委託先等に提供を行う場合があります。なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)については、保険業法施行規則により限定された目的以外には利用しません。

日獵トピックス

安全狩獵射撃全国大会（第1回）について

大日本獵友会は令和7年9月28日、岩手県花巻市クレ射撃場において、岩手県獵友会の皆様のご尽力を頂き、第1回目となる「安全狩獵射撃全国大会」を開催しました。

射撃大会については、平成17年度までは全国大会が開催されていましたが、その後は各ブロック大会に移行していたため、記念大会を除き20年ぶりの全国大会となり、各都道府県獵友会から選抜された代表選手・チームによる熱戦により、下記の方々が入賞しました。

安全狩獵射撃全国大会

日時 令和7年9月28日（日）

会場 花巻市クレ射撃場（岩手県花巻市）

Aクラス（65歳以下）

優勝：稲田仁（山形県） 準優勝：神田剛（東京都） 3位：三浦通志（秋田県）

Bクラス（66歳以上）

優勝：大関光男（新潟県） 準優勝：中西良治（岡山県） 3位：下元一泰（北海道）

Cクラス（レディース）

優勝：米山美希（長野県） 準優勝：江口里江子（新潟県）

3位：山田香菜美（神奈川県）

団体 優勝：新潟県 準優勝：東京都 3位：北海道



一般社団法人 大日本獵友会 第1回 安全狩獵射撃全国大会 2025.9.28 岩手県花巻市クレ射撃場



！！ 猟友会以外との二重登録に注意！！

(有)日本一安い罾の店 と 一般社団法人 JAPANハンティング協会とは

近年、以下のような問題について、多数意見、報告などが寄せられていますので、猟友会の皆様は特にご注意ください。

一般社団法人 JAPANハンティング協会のホームページには、「(有)日本一安い罾の店で購入実績のある方は自動入会となります。自動的に会員になった方につきましても、2029/2/15までの期間が入会無料となります。現在、猟友会に入会中の方でも問題ありません。」との記述があります。

日本一安い罾の店で罾などを購入すると、自動的にJAPANハンティング協会に入会したという扱いになっています。

現在、日本一安い罾の店では、2026年度にわな猟免許取得した方にくくりわなを無料でプレゼントをするという「わな猟免許新規取得者応援キャンペーン」というものを実施しており、これに申し込みをすると自動で入会したという扱いになっていますので十分ご注意ください。今のところ会費は無料のようですが、後日会費を請求される可能性があります。

もし、入会の意思はないものの同店から罾などを購入する場合には、入会しない旨の意思表示を文書で送付したうえで購入する、または既に購入してしまった場合には退会を申出て、退会した証明書を取得する必要があります。

また、JAPANハンティング協会のホームページでは「猟友会に入会中の方でも問題ありません」と記述していますが、大日本猟友会では、他の狩猟団体等(全日本狩猟倶楽部、日本クレイ射撃協会を除く)との二重登録は原則として認めないこととしており、各都道府県猟友会の定款上、除名処分となる可能性もあります。

さらに、日本一安い罾の店のホームページには「罾の取り扱い講習会」の部分で「行政及び猟友会主催の狩猟者向け講習会・イベントなどの参加も可能です。」との記述がありますが、大日本猟友会や都道府県猟友会が協力して開催しているものではなく、狩猟読本・狩猟免許試験例題集についても、著作権は大日本猟友会が有しています。講習会については主催者を確認の上、各都道府県猟友会に直接申し込みを頂くようお願いいたします。

鳥獣被害対策総合補償制度をご存じですか？

2023年6月、大日本猟友会と東京海上日動は、鳥獣被害対策総合補償制度を共同開発致しました。



この制度は、自治体が保険料負担者となり、猟友会員の捕獲事業
従事中のリスクを包括的に補償する商品です。

ポイント①

一般的なハンター保険では補償対象外となる、わなの使用に起因する事故も補償対象です。

ポイント②

一般的なハンター保険では補償対象外となる、団体(猟友会組織、市町村等)が法律上の損害賠償責任を負った場合も補償対象です。

ポイント③

2026年度より死亡・後遺障害保険金を増額した
「安心プラン（2500万円補償）」が追加されました。

大日本猟友会としても、各自治体が事業主体である有害捕獲事業中の補償については、本制度をご活用頂くことを強く推奨しており、現在多くの自治体が本制度に加入しています。

まずは以下連絡先までお気軽にお問合せください。

東京海上日動あるいは代理店からご連絡いたします。



パンフレット等は以下HPからダウンロード可能です。

<https://www.web-tac.co.jp/hunters/>

【お問い合わせ先】

東京海上日動火災保険株式会社 公務第一部 公務第二課

Tel : 03-3515-4124 Email : hunter.tmnf@tmnf.jp

鳥獣被害対策総合補償制度担当 宛

令和8年度 日猟会報（通巻第52号）

発行日 令和8年9月1日

編集・発行者 一般社団法人 大日本猟友会

会長 尾上 貞夫

〒102-0073 東京都千代田区九段北 3-2-11

TEL (03)3234-8080

印刷所 佐川印刷株式会社

*本紙は再生紙及び環境にやさしいインクを使用しています

*本紙記事・写真等の無断掲載・引用を禁じます



銃猟は安全最優先

足場の確認

矢先の確認

獲物の確認

脱包の確認

ベスト・帽子の着用

大粒散弾の使用禁止

空薬きょうの回収

**くくりわな猟は
特に注意!**

⚠ 猟友会構成員の皆さんへ

安全狩猟は猟友会の基本!

**イノシシ等の逆襲注意
錯誤捕獲の防止**